

特集

平成17年度 普通交付税の算定結果 について（市町村分）

目 次

I 決定の概要…………… 64	⑥ 投資補正…………… 82
① 全国の状況	ア 道路橋りょう費
② 府内の状況	イ 都市計画費
II 地方財政対策…………… 65	ウ 公園費
III 平成17年度地方交付税総額 …… 69	エ 下水道費
IV 算定方法の主な改正点	オ 農業行政費
1 基準財政需要額…………… 69	カ その他の産業経済費
(1) 費目及び測定単位に関する事項 …… 69	キ その他の諸費（人口・面積）
(2) 単位費用に関する事項…………… 71	⑦ 事業費補正…………… 84
ア 主要な改正点	ア 下水道費
イ 給与改善費及び追加財政需要額	イ その他の土木費
(3) 補正に関する事項…………… 74	ウ 企画振興費
① 態容補正…………… 74	エ その他の諸費
ア 普通態容補正	⑧ 種別補正…………… 85
イ 経常態容補正	ア 補正予算償還費
② 段階補正…………… 75	イ 地方税減収補てん償還費
③ 数値急増補正…………… 76	ウ 臨時財政特例償還費
ア 人口急増補正 I	エ 財源対策償還費
イ 人口急増補正 II	オ 減税補てん償還費
ウ 65歳以上人口急増補正 I	カ 臨時財政対策償還費
エ 65歳以上人口急増補正 II	(4) 臨時財政対策債…………… 89
オ 73歳以上人口急増補正 I	2 基準財政収入額…………… 89
カ 世帯数急増補正	(1) 市町村民税所得割
④ 数値急減補正…………… 78	(2) 市町村民税法人税割
ア 人口急減補正	(3) 固定資産税
イ 学級数・学校数急減補正	(4) 利子割交付金
ウ 農家数急減補正	(5) 配当割交付金及び株式等譲渡所得割 交付金
エ 従業者数急減補正	(6) 所得譲与税
⑤ 密度補正…………… 79	V おわりに…………… 91
ア 下水道費	
イ その他の土木費	
ウ 小・中学校費	
エ 生活保護費	
オ 社会福祉費	
カ 保健衛生費	
キ 高齢者保健福祉費（65歳以上人口）	

決定の概要

平成17年度の普通交付税が7月26日に決定された。普通交付税は、地方交付税法（以下「交付税法」という。）第10条第3項の規定により、遅くとも毎年8月末日までに決定することとされているが、今年度についても交付税法の一部改正法が3月中に成立したことを受け、12年連続で7月中に決定されたところである。

① 全国の状況

今年度の普通交付税の全国の総額は15兆8,838億円で、うち市町村分が6兆8,346億円、道府県分が9兆492億円であり、昨年度（以下、昨年度とあるのは、平成16年度当初算定の数値である。）の算定と比較すると、総額で109億円、0.1%の増（市町村分783億円、1.2%の増、道府県分674億円、0.7%の減）となっており、基本方針2004（平成16年6月4日閣議決定）及び「三位一体の改革について」（平成16年11月26日政府・与党合意）等を踏まえ、地方団体の安定的な財政運営に必要な一般財源総額が確保されたものである。

なお、平成13年度から、財源不足額の補てん措置として、従来の交付税特別会計の借入金方式に替えて臨時財政対策債を発行することとされており、基準財政需要額の一部が臨時財政対策債に振り替えられているが、今年度はその金額が3兆2,236億円と昨年度と比べ23.1%の減となっている。

したがって、地方交付税総額16兆8,979億円と臨時財政対策債総額3兆2,236億円を合算した実質的な交付税額は20兆1,215億円で、昨年度に比べ4.5%の減となっている。

基準財政需要額（市町村分については、一般算定と合併算定替有効分を合算したものによる。以下、基準財政収入額についても同じ。）は、経常経費において市町村分が16兆9,813億円で前年度比0.8%の増、道府県分が16兆308億円で5.4%の増となっている。定員の計画的削減や一般行政経費等が地方財政計画において抑制計上されているなかで、三位一体の改革において一般財源化された国庫補助負担金について、全額が基準財政需要額に算入されていることや、

介護保険給付費及び老人医療給付費の増に伴う高齢者保健福祉費の増、生活保護費の増等により対前年度比で増となっている。

なお、道府県分の増加率が市町村分より大きいのは、国民健康保険国庫負担金などの一般財源化による影響額が市町村分より大きいためである。

投資的経費においては、市町村分が4兆5,447億円で前年度比8.0%の減、道府県分が2兆9,907億円で6.9%の減となっている。地方財政計画において補助事業、単独事業ともに対前年度マイナス計上であることが反映された形となっている。

公債費においては、市町村分が2兆1,589億円で前年度比3.1%の増、道府県分が2兆5,119億円で4.6%の増となっている。道府県分・市町村分ともに、財源対策債償還費、臨時財政対策債償還費の増加などによるものである。

また、臨時財政対策債振替額は、市町村分が1兆5,986億円で前年度比23.6%減、道府県分が1兆6,116億円で前年度比23.1%減となっている。その結果、臨時財政対策債振替後の基準財政需要額は、市町村分で22兆870億円、前年度比1.3%増、道府県分で19兆9,215億円、前年度比6.4%増となっている。

基準財政収入額では、市町村分が16兆2,429億円で昨年度に比べ1.8%の増（交付団体で1.0%の増）、道府県分が11兆1,375億円で14.5%の増（交付団体で14.3%の増）となっている。これは、企業収益の改善等を反映して、市町村分の法人税割が前年度比22.6%の増（一本算定による）、道府県分の法人事業税が前年度比15.2%の増となっているほか、税源移譲に伴って、所得譲与税や道府県のみに交付される税源移譲予定特例交付金が大幅に増となったことによる。

その結果、交付基準額は、市町村分で前年度比1.1%増の6兆8,654億円、道府県分で0.7%減の9兆792億円となっている。税源移譲に結びつく国庫補助負担金改革の対象が道府県分にウエイトが置かれたことから、基準財政収入額において、道府県の所得譲与税及び税源移譲予定特例交付金が大幅に伸びたことなどによる。これにより、今年度の道府県分

第1表 道府県分と市町村分の配分割合の推移

(単位：%)

年 度	50	55	60	2	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
道府県分	55.1	55.2	58.3	57.4	54.4	54.7	53.4	53.5	55.7	56.5	56.9	57.9	57.8	57.4	56.9
市町村分	44.9	44.8	41.7	42.6	45.6	45.3	46.6	46.5	44.3	43.5	43.1	42.1	42.2	42.6	43.1

注) 数値は当初算定による

と市町村分の配分割合は、道府県分56.9%、市町村分43.1%となり、昨年度に比べて市町村分に0.5ポイントシフトした。(第1表)

不交付団体の数は、都道府県では昨年度と同様に1団体(東京都のみ)、市町村では138団体で、交付から不交付になったものが19団体(うち調整率によるもの1団体)、不交付から交付となったものが10団体(うち合併算定替によるもの5団体)、合併による団体数の減少が4団体で、結果5団体増加している。

調整率については、0.001636624と決定され、その影響額は608億55百万円となった。(第2表)

なお、府内市町村(大阪市含む。以下同じ。)の影響額は22億27百万円であった。

② 府内の状況

府内市町村の決定総額は2,374億47百万円で、昨年度と比べると133億71百万円、5.3%減となった。全国の市町村分が増加する中、府内市町村分が減少しているのは、基準財政需要額では投資的経費の減少率が全国よりも大きく、一方で、基準財政収入額では、法人税割の増加率が全国を上回っていることが主な要因である。

不交付団体数は、昨年度と同じ4団体となった。また、これらの不交付団体の財源超過額は、85億12百万円であり、昨年度と比べて10億73百万円、14.4%の増となった。(第3表・第4表)

基準財政需要額の増減の主な要因は、経常経費については、「清掃費」、「下水道費」、「企画振興費」、が大きく減少している一方、「高齢者保健福祉費」、「社会福祉費」、「生活保護費」、が伸びた結果、昨年度比で0.6%の増となった(全国市町村0.8%の増)。

投資的経費については、地方財政計画における投資的経費縮減などにより、昨年度と比べると、9.3%

の減となった(全国市町村8.0%の減)。

公債費については、臨時財政対策債償還費、減税補てん債償還費、財源対策債償還費などが増加したことにより4.4%の増となった(全国市町村3.1%の増)。

この結果、基準財政需要額は、臨時財政対策債振替前比較で0.8%減(全国市町村では0.9%減)、振替後で1.2%の増となった(全国市町村は1.3%の増)。

一方、基準財政収入額では、「所得譲与税」が大幅な増となり、「法人税割」についても引き続き増となったため、総額では2.7%の増となっている(全国市町村1.8%の増)。

地方財政対策

平成17年度における地方財政計画は、非常事態ともいふべき地方財政の状況等を踏まえ、歳出面では徹底した見直しと重点的配分を図るとともに、中期的な目標の下で、定員の計画的削減等による給与関

第2表 平成17年度調整率算出基礎

1 普通交付税の総額	58,883,816,277 千円
2 財源不足額の合算額	15,944,670,780 千円
3 財源不足団体の基準財政需要額の合算額	37,182,938,113 千円
4 調整額(2-1)	60,854,503 千円
5 調整率(4/3)	0.001636624
(参考)調整額及び調整率の推移	
平成元年度	58,776,237 千円 0.00236090
平成2年度	50,094,669 千円 0.00185975
平成3年度	63,349,446 千円 0.00218624
平成4年度	59,685,157 千円 0.00191654
平成5年度	61,113,620 千円 0.0018350443
平成6年度	55,823,568 千円 0.0016188401
平成7年度	35,375,907 千円 0.0009969168
平成8年度	48,095,591 千円 0.001297556
平成9年度	35,108,270 千円 0.000898101
平成10年度	25,508,869 千円 0.000631461
平成11年度	21,966,069 千円 0.000524684
平成12年度	20,738,288 千円 0.000486711
平成13年度	30,901,145 千円 0.000740687
平成14年度	24,614,594 千円 0.000615372
平成15年度	70,595,875 千円 0.001900611
平成16年度	63,858,475 千円 0.001781177

第3表 算定結果の概要

		府内市町村(単位：百万円、%)			全国市町村(単位：億円、%)		
		17年度	16年度	伸び率	17年度	16年度	伸び率
基準 財政 需要 額	経常経費	1,131,984	1,124,914	0.6	169,813	168,527	0.8
	投資的経費	247,747	273,037	▲ 9.3	45,447	49,426	▲ 8.0
	公債費	150,481	144,117	4.4	21,589	20,941	3.1
	(臨財債振替前需要額)	1,530,212	1,542,068	▲ 0.8	236,849	238,894	▲ 0.9
	臨時財政対策債発行可能額	94,905	123,730	▲ 23.3	15,986	20,917	▲ 23.6
	計	1,435,307	1,418,337	1.2	220,870	217,972	1.3
基準財政収入額		1,204,145	1,172,686	2.7	162,429	159,542	1.8
交付基準額		239,230	253,211	▲ 5.5	68,654	67,895	1.1
普通交付税額		237,447	250,818	▲ 5.3	68,346	67,563	1.2
財源超過額		8,512	7,439	14.4	10,213	9,464	7.9

注) 需要額、収入額には錯誤額を含まない。交付基準額には、錯誤額を含む。
 一般算定と合併算定替有効分を合算したものである。
 端数処理のため、計において一致しない場合がある。

第4表 不交付団体数の推移(当初算定ベース)

年 度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
全国市町村	(1) 156	(1) 152	(1) 141	(1) 121	(1) 118	(1) 84	(1) 77	(1) 95	(1) 104	(1) 114	(1) 133	(1)138
府内市町村	6	8	8	8	8	4	4	5	5	3	4	4
団 体 名	豊中市 吹田市 茨木市 箕面市 摂津市 高石市	豊中市 吹田市 茨木市 箕面市 泉佐野市 摂津市 高石市 田尻町	豊中市 吹田市 茨木市 箕面市 泉佐野市 摂津市 高石市 田尻町	豊中市 吹田市 茨木市 箕面市 泉佐野市 摂津市 高石市 田尻町	豊中市 吹田市 茨木市 箕面市 泉佐野市 摂津市 高石市 田尻町	豊中市 吹田市 茨木市 箕面市 泉佐野市 摂津市 高石市 田尻町	吹田市 箕面市 泉佐野市 高石市 田尻町	吹田市 箕面市 泉佐野市 高石市 田尻町	吹田市 箕面市 泉佐野市 高石市 田尻町	吹田市 箕面市 泉佐野市 高石市 田尻町	吹田市 箕面市 泉佐野市 高石市 田尻町	吹田市 箕面市 泉佐野市 高石市 田尻町

注) ()内は東京都特別区で外数である。

係経費の抑制や地方単独事業費の減額を図ることとされた。これらを通じて地方財政計画の規模の抑制に努めることにより、財源不足額の圧縮を図ることとした上で、歳入面では地域において必要な行政課題に対しては適切に財源措置を行うなど、地方団体の安定的な財政運営に必要な普通交付税、地方税などの一般財源の総額を確保することが課題とされた。このような状況の中、講じられた地方財政対策の概要は次のとおりである。

平成16年度に講じられた平成18年度までの制度改

正に基づき、財源不足のうち建設地方債(財源対策債)の増発等を除いた残余については、引き続き国と地方が折半して補てんすることとされた。このうち、国負担分については国の一般会計からの加算により、地方負担分については臨時財政対策債によって補てん措置が講じられることとなった。また、臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度の基準財政需要額に算入することとされた。

なお、既往の臨時財政対策債の利払い6,276億円、

平成14年度補正予算に係る地方財政措置において臨時財政対策債に代わるものとして措置することとされた交付税特別会計借入金の元利償還815億円及び決算かい離の一体的是正に対する分3,500億円に起因する財源不足額1兆590億円についても、臨時財政対策債の発行により対処することとされた。

この結果、地方財政計画の歳入歳出規模は83兆7,687億円となり、前年度に比して8,982億円（対前年度1.1%）の減となった。

以下、個々の項目について具体的に説明する。
(第5表)

① 恒久的な減税に伴う減収の補てんについて

所得税、住民税の恒久的な減税による地方財政影響額3兆4,720億円のうち、地方税の影響分1兆9,198億円については、次の方法により完全に補てんすることとされた。

- (1) 国のたばこ税の一部移譲 1,135億円
- (2) 法人税の交付税率引上げ 4,375億円
- (3) 地方特例交付金の交付 8,888億円
- (4) 減税補てん債の発行 4,800億円

このうち、法人税の交付税率については、引き続き35.8%とされている。

地方特例交付金については、恒久的な減税に伴う減収の一部を補てんするため、平成11年度に創設されたもので、地方税の代替的性格を有する財源として、普通交付税の交付・不交付にかかわらず、すべての都道府県及び市町村（特別区含む）に交付されるものである。各市町村の交付額は「当該市町村の減収見込額」×3/4－「当該市町村のたばこ税増収見込額」により算出することとされている。この措置は、税制の抜本的な見直し等が行われるまでの当分の間とされているものである。

なお、減税補てん債の発行見込額相当額については、地方交付税の算定に当たって、その75%を基準財政収入額に加算するとともに、減税補てん債の元利償還金相当額の100%を公債費方式により後年度の基準財政需要額に算入することとされている。

また、影響額3兆4,720億円のうち、国税減収による地方交付税影響分1兆5,522億円については、国と地方が折半して負担することとされた。

② 先行減税に伴う減収額の補てんについて

平成15年度税制改正において実施することとされた、先行減税による地方財政影響額1,772億円のうち、地方税の減収分783億円については、減税補てん債の発行により補てんされ、後年度の地方税の増収によって償還することとされた。

また、地方交付税の減収分989億円については、交付税特別会計借入金（全額地方負担）により補てんし、後年度の地方交付税原資の増収によって償還することとされた。

③ 通常収支の不足の補てんについて

前述の恒久的な減税分と先行減税分を除いた通常収支については、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が回復傾向にある一方で、経費の徹底した節減合理化等が行われたものの、公債費の累増等によって、7兆5,129億円の財源不足が生じることとなった。これについては、まず財源対策債によって1兆7,600億円を補てんし、一般会計からの法定加算額（既往法定分等）3,657億円を交付税特別会計に繰り入れることとされた。その上で残る5兆3,872億円から、地方が負担する既発の臨時財政対策債の元利償還等に係る臨時財政対策債の発行額1兆590億円を差し引いた4兆3,282億円について、国と地方が折半（各2兆1,641億円）してそれぞれ補てん措置が講じられることとなった。

このうち、国負担分については全額を一般会計からの加算額（臨時財政対策加算）として、交付税特別会計に繰り入れることとされた。

また、地方負担分については、全額を臨時財政対策債の発行により補てんすることとされた。従って、平成17年度における臨時財政対策債発行額は、上述の1兆590億円を加え、3兆2,231億円が計上された。

④ 国庫補助負担金の改革に伴う財源措置について
国民健康保険国庫負担5,449億円、養護老人ホーム等保護費負担金567億円、公営住宅家賃対策等補助のうち公営住宅家賃収入補助分320億円など、税源移譲に結びつく改革に係るもののうち、暫定措置とされた義務教育費国庫負担金の減額分4,250億円を除いた国庫補助負担金6,989億円が、平成17年度から一般財源化された。これらについては、所要事業費の全額を

1 恒久的な減税に伴う減収の補てんについて

影響額 3兆4,720億円 (イ)

所得税、住民税の恒久減税影響額とその補てん対策

○地方税の減収額 1兆9,198億円

- ① 税収の補てん 1,135億円 —— 国たばこ税の一部移譲(410円/千本)
- ② 地方交付税 4,375億円 —— 法人税の交付税率引上げ 32%→35.8%(⑫～)
- ③ 地方特例交付金 8,888億円 —— 減収額の4分の3から①及び②による補てん額を控除
- ④ 減税補てん債 4,800億円 —— 減収額の4分の1

○国税減収による交付税影響分 1兆5,522億円(うち17年度影響額 国地方折半分 1兆4,295億円)

- ① 国 (1/2) 7,148億円は交付税特会借入金、11年度以降借入分の利子相当額601億円は一般会計加算
- ② 地方 (1/2) 7,148億円及び11年度以降借入分の利子相当額626億円は交付税特会借入金

2 平成15年度税制改正における先行減税に伴う減収額の補てんについて

影響額 1,772億円 (ロ)

- 地方税の減収額 783億円 —— 減税補てん債
- 地方交付税の影響分 989億円 —— 交付税特会借入金(地方負担)

3 通常収支の不足の補てんについて

財源不足額 7兆5,129億円 (ハ)

交付税特会借入金償還額繰延後の通常収支に係る地方財政対策

○財源不足額 7兆5,129億円	┌	一般会計からの加算額	2兆5,298億円 ※1
		臨時財政対策債の発行	3兆2,231億円 ※2
	└	建設地方債の増発(財源対策債)	1兆7,600億円 ※3

(※1の内訳)

- ・既往法定分 3,657億円
- ・臨時財政対策分 2兆1,641億円

(※2の内訳)

- ・17年度 地方負担分 2兆1,641億円
- ・既往の臨時財政対策債の元利償還分 6,276億円
- ・地方財政計画歳出の投資的経費(単独)と一般行政経費(単独)の一体的かい離是正分(一般財源相当分) 3,500億円
- ・交付税特別会計借入金の元利償還分 815億円

(※3の内訳)

- ・一般公共事業債の充当率の臨時的引き上げ及び対象事業の臨時的拡大並びに地域活性化事業債等の一部についての充当率の臨時的引き上げによる。

(イ)+(ロ)+(ハ) 11兆1,621億円	財源措置	一般会計加算額	2兆5,899億円
		交付税特会借入金	1兆5,911億円
		国たばこ税の移譲	1,135億円
		法人税の交付税率引上げ	4,375億円
		地方特例交付金	8,888億円
		減税補てん債の発行	5,583億円
		建設地方債の増発 (財源対策債)	1兆7,600億円
		臨時財政対策債の発行	3兆2,231億円
		※端数処理のため、内訳の合計と総額が一致しない場合がある。	

地方財政計画に計上するとともに、基準財政需要額に算入することとされた。

また、この国庫補助負担金の一般財源化に伴い、税源移譲すべきものとして精査した額6,910億円を所得譲与税として税源移譲するとともに、地方交付税の基準財政収入額に全額を算入することとされた。

義務教育費国庫負担金については、8,500億円程度の暫定的な減額を行うこととされている。そのうち平成17年度においては、4,250億円を暫定的に減額することとされており、当該減額相当分は税源移譲予定特例交付金により財源措置が講じられている。

平成17年度地方交付税総額

地方交付税法附則第3条において、「法律の定めるところにより、交付税の総額の安定的な確保に資するため必要な特例措置を講ずること」が定められており、平成17年度分の総額を定める規定として、同法附則第4条が3月の一部改正法により改正された。その結果、地方交付税総額の算定基礎は第6表のとおりとなった。

一般会計から繰り入れる地方交付税の額（入口ベース）は、次の①～⑤により 14兆5,709億円 となっている。

この一般会計からの繰入額（入口ベース）に次の⑥～⑩の額を加算、控除した額 16兆8,979億円（対前年度当初117億円、0.1%増）が交付税特別会計における地方交付税総額（出口ベース）となっており、このうち普通交付税は15兆8,838億円（同109億円、0.1%増）、特別交付税は1兆140億円（同8億円、0.1%増）となっている。

- ① 所得税及び酒税の収入見込額14兆7,890億円の32%に相当する額4兆7,325億円、法人税の収入見込額11兆5,130億円の35.8%に相当する額4兆1,217億円、消費税の収入見込額10兆1,640億円の29.5%に相当する額2兆9,984億円並びに国たばこ税の収入見込額8,620億円の25%に相当する額2,155億円の合計額 12兆680億円
- ② 過年度精算分 ▲870億円 (注1)
- ③ 改正前同法附則第4条の2第8項に基づく加算

額	<u>1,963億円</u>
④ 通常収支及び恒久的減税、国庫補助負担金見直しに係る国負担借入金の利子相当額加算額	<u>2,295億円</u> (注2)
⑤ 臨時財政対策のための加算額	<u>2兆1,641億円</u>
⑥ 交付税特別会計借入金	<u>1兆5,911億円</u> (注3)
⑦ 交付税特別会計借入金償還額	<u>▲799億円</u>
⑧ 交付税特別会計借入金等に係る利子支払のための控除額	<u>▲6,591億円</u>
⑨ 剰余金の活用等	<u>4,402億円</u>
⑩ 前年度からの繰越金	<u>1兆347億円</u>

(注1) 平成17年度の国税五税の収入見込額の一定割合の額から、平成9年度及び平成10年度に係る精算額のうち平成17年度分の精算額を減額することとされた。

(注2) 平成8年度から平成17年度までの通常収支に係る国負担借入金の利子相当額1,683億円と、平成11年度から平成17年度までの恒久的な減税に係る国負担借入金の利子相当額601億円、平成15年度の国庫補助負担金の見直しに係る国負担借入金の利子相当額11億円が加算されることとなった。

(注3) 恒久的な減税による交付税減収の補てん分として1兆4,922億円（利払い分を含む）、先行減税による交付税影響の補てんとして989億円が計上されることとなった。

算定方法の主な改正点

1 基準財政需要額

(1) 費目及び測定単位に関する事項

① 高齢者保健福祉費の測定単位の改正

平成14年8月の老人保健法の改正を受けて、高齢者保健福祉費のうち老人医療給付費負担金に係る測定単位が改正されている。これは、医療保険改革の一環として後期高齢者への施策の重点化を図る観点から、老人保健法上の老人医療の対象年齢が70歳以上から75歳以上に5年間をかけて段階的に引き上げることとされ、平成

第6表 平成17年度地方交付税算定基礎

区分	平成17年度		平成16年度			増減額			増減率		
	当初予算額 A	当予算額 B	補正額 C	補正後 B+C	D	A-B	E	A-D	F	E/B (%)	F/D (%)
国税	所得税 (A)	131,640	137,780	3,150	140,930	△ 6,140	△ 9,290	△ 320	△ 4.5	△ 4.5	△ 6.6
	酒税 (B)	16,250	15,880	690	16,570	370	△ 320	△ 3.8	2.3	△ 1.9	
	二税計 (F)	147,890	153,660	3,840	157,500	△ 5,770	△ 9,610	△ 3.8	△ 6.1	△ 6.1	
	法人税 (I)	115,130	94,070	15,890	109,960	21,060	5,170	22.4	4.7	4.7	
	消費税 (U)	101,640	95,630	1,290	96,920	6,010	4,720	6.3	4.9	4.9	
	たばこ税 (E)	8,620	8,980	-	8,980	△ 360	△ 360	△ 4.0	△ 4.0	△ 4.0	
	(F)×32%	47,325	49,171	1,229	50,400	△ 1,846	△ 3,075	△ 3.8	△ 6.1	△ 6.1	
	(I)×35.8%	41,217	33,677	5,689	39,366	7,539	1,851	22.4	4.7	4.7	
	(U)×29.5%	29,984	28,211	381	28,591	1,773	1,392	6.3	4.9	4.9	
	(E)×25%	2,155	2,245	-	2,245	△ 90	△ 90	△ 4.0	△ 4.0	△ 4.0	
小計	120,680	113,304	7,298	120,602	7,376	78	6.5	0.1	0.1		
平成15年度精算分	0	△ 874	0	△ 874	874	874	皆増	皆増	皆増		
過年度精算分	△ 870	△ 870	4,388	3,518	0	△ 4,388	0.0	△ 124.7	0.0		
小計(法定五税分)	119,810	111,560	11,686	123,247	8,250	△ 3,437	7.4	△ 2.8	7.4		
法附則第4条第1項第2号に基づく加算額	1,963	1,246	-	1,246	717	717	57.5	57.5	57.5		
法附則第4条第1項第3号、第4号及び第5号に基づく加算額	2,295	2,204	-	2,204	91	91	4.1	4.1	4.1		
臨時財政対策特別加算額	21,641	38,876	-	38,876	△ 17,235	△ 17,235	△ 44.3	△ 44.3	△ 44.3		
計(一般会計繰入れ)	145,709	153,886	11,686	165,573	△ 8,177	△ 19,864	△ 5.3	△ 12.0	△ 5.3		
返還金	2	1	-	1	1	1	208.8	208.8	208.8		
特別会計借入金	15,911	17,755	-	17,755	△ 1,844	△ 1,844	△ 10.4	△ 10.4	△ 10.4		
借入金償還額	△ 799	△ 799	-	△ 799	0	0	0.0	0.0	0.0		
借入金等利子充当分	△ 6,591	△ 6,382	-	△ 6,382	△ 209	△ 209	3.3	3.3	3.3		
剰余金の活用	4,400	4,400	-	4,400	0	0	0.0	0.0	0.0		
前年度からの繰越金	10,347	-	-	-	10,347	10,347	皆増	皆増	皆増		
翌年度への繰越金	-	-	△ 10,347	△ 10,347	-	10,347	-	皆増	-		
計	168,979	168,861	1,340	170,201	117	△ 1,222	0.1	△ 0.7	0.1		
合計	168,979	168,861	1,340	170,201	117	△ 1,222	0.1	△ 0.7	0.1		
内 普通交付税	158,838	158,729	639	159,368	109	△ 529	0.1	△ 0.3	0.1		
内 特別交付税	10,140	10,132	701	10,833	8	△ 693	0.1	△ 6.4	0.1		

※ 表示単位未満四捨五入の関係で積み上げと合計が一致しない箇所がある。

14年10月から施行されていることに対する措置である。

具体的には、高齢者保健福祉費の老人医療給付費負担金の測定単位について、地方交付税法の本則第12条第1項及び第2項において70歳以上人口から75歳以上人口に変更する改正を行うとともに、同法附則第6条の2において同測定単位を平成15年度から毎年度段階的に1歳ずつ引き上げ、平成19年度には75歳とする旨の経過措置を講じる改正が行われたものである。これにより、平成17年度の測定単位は73歳以上人口とされている。

なお、国の基本方針2001において「国の関与の廃止・縮小に対応して、できるだけ客観的かつ単純な基準で交付税を決定するような簡素な仕組みにしていくべきである」と明記され、基本方針2003においても同様の方針が重ねて示された。これを受けて平成17年度の都道府県分の算定においては、各種の費目及び測定単位の統合が行われたが、市町村分の算定においては費目等の統合は無かった。

(2) 単位費用に関する事項

今年度の単位費用は第7表のとおりである。

ア 主要な改正点

今年度の単位費用に関する主な改正点は、以下のとおりである。なお、①～⑬は経常経費に係るもの、⑭～⑲は投資的経費に係るもの、⑳ は公債費に係るものである。

- ① 「消防費」については、消防防災設備整備費補助金の一般財源化に伴う増要因、消防ポンプ車等の耐用年数の適正化による減要因により、前年度同額となっている。
- ② 「道路橋りょう費」については、工事請負費・需用費等の経費節減により、5.0%の減となっている。
- ③ 「下水道費」に関しては、地方財政計画において維持管理経費に係る公費負担割合が雨水分決算の実態にあわせて20%から15%に引き下げられたことから、23.1%の減となっている。

④ 「その他の土木費」については、三位一体の改革による公営住宅の家賃収入補助の一般財源化に伴い、7.1%の増となっている。

⑤ 「小学校費（児童数）」については、平成16年度に引き続き、給食関係経費においてアウトソーシングによる効率化を反映した単価を用いる見直しが行われており、2.4%の減となっている。

また、「小学校費（学校数）」、「中学校費（学校数）」においては、用務員給与費について、その一部を臨時職員による措置に振り替えるとみなした場合の給与単価に設定変更されている。平成16年度からの3カ年で段階的に引き下げることとされ、17年度はそれぞれ3.8%の減、9.4%の減となっている。なお、「中学校費（学校数）」の減少幅が大きいのは、教育用コンピューター整備費が減とされているためである。

⑥ 「その他の教育費（人口）」については、職員数の見直し等により1.6%の減、「その他の教育費（幼稚園児数）」については、平成16年度に限って措置されていた預かり保育機能強化分の上乗せ要素が減とされたことなどにより1.6%の減となっている。

⑦ 「生活保護費」については、扶助者数の増により6.6%の増となっている。

⑧ 「社会福祉費」については、延長保育推進事業の一般財源化に伴う増等により、9.0%の増となっている。

⑨ 「保健衛生費」については、国民健康保険に係る基盤安定事業費の増等により、0.5%の増となっている。

⑩ 「高齢者保健福祉費」については、65歳以上人口を測定単位とするものは、介護保険給付費の増のほか、養護老人ホーム等保護費負担金等の一般財源化による増等により、8.5%の増となっている。73歳以上人口を測定単位とするものについては、老人医療給付費負担金の増、後期高齢者に対する施策の重点化により測定単位一単位当たりの一般財源所要額

第7表 平成17年度単位費用対前年度比較表

(単位：円、%)

区 分			平成17年度 単位費用 A	平成16年度 単位費用 B	増減額 A-B C	伸び率 C/B×100
一	消 防	人 口	10,800	10,800	0	0.0
二 土 木 費	1 道 路 橋 り よ う 費	道路の面積	96,900	102,000	-5,100	-5.0
		道路の延長	370,000	380,000	-10,000	-2.6
	2 港 湾 費	港 係留施設の延長	37,200	37,400	-200	-0.5
		湾 外郭施設の延長	6,010	6,580	-570	-8.7
		漁 係留施設の延長	13,600	13,900	-300	-2.2
		港 外郭施設の延長	4,790	5,310	-520	-9.8
	3 都 市 計 画 費	都市計画区域に おける人口	1,270	1,280	-10	-0.8
	4 公 園 費	人 口	610	800	-190	-23.8
			679	678	1	0.1
		面 積	118	157	-39	-24.8
	5 下 水 道 費	人 口	44,800	44,800	0	0.0
			100	130	-30	-23.1
6 そ の 他 の 土 木 費	人 口	115	108	7	6.5	
		1,660	1,550	110	7.1	
三 教 育 費	1 小 学 校 費	児 童 数	368	478	-110	-23.0
			43,800	44,900	-1,100	-2.4
		学 級 数	969,000	973,000	-4,000	-0.4
			671,000	687,000	-16,000	-2.3
	2 中 学 校 費	学 校 数	9,818,000	10,210,000	-392,000	-3.8
		生 徒 数	39,200	38,100	1,100	2.9
		学 級 数	1,167,000	1,181,000	-14,000	-1.2
			671,000	687,000	-16,000	-2.3
	3 高 等 学 校 費	学 校 数	10,723,000	11,832,000	-1,109,000	-9.4
		教 職 員 数	7,526,000	7,721,000	-195,000	-2.5
	4 そ の 他 の 教 育 費	生 徒 数	60,900	63,700	-2,800	-4.4
			26,600	27,300	-700	-2.6
人 口		6,170	6,270	-100	-1.6	
		193	213	-20	-9.4	
	公立幼稚園児数	380,000	386,000	-6,000	-1.6	
四 厚 生 費	1 生 活 保 護 費	市部人口	6,610	6,200	410	6.6
	2 社 会 福 祉 費	人 口	12,100	11,100	1,000	9.0
			451	453	-2	-0.4
	3 保 健 衛 生 費	人 口	4,330	4,310	20	0.5
	4 高 齢 者 保 健 福 祉 費	65歳以上人口	78,200	72,100	6,100	8.5
		(H16は72歳以上⇒) 73歳以上人口	1,760	1,850	-90	-4.9
5 清 掃 費	人 口	62,000	51,300	10,700	20.9	
		6,420	6,570	-150	-2.3	
		438	556	-118	-21.2	
五 産 業 経 済 費	1 農 業 行 政 費	農家数	63,200	64,200	-1,000	-1.6
	2 商 工 行 政 費	人 口	29,000	29,700	-700	-2.4
	3 そ の 他 の 産 業 経 済 費	林業、水産業及び 鉱業の従業者数	1,230	1,230	0	0.0
六 そ の 他 の 行 政 費	1 企 画 振 興 費	人 口	137,000	134,000	3,000	2.2
			95,300	96,000	-700	-0.7
	2 徴 税 費	人 口	4,580	4,750	-170	-3.6
			970	1,000	-30	-3.0
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	世 帯 数	8,060	8,570	-510	-6.0
		戸 籍 数	1,680	1,670	10	0.6
	4 そ の 他 の 諸 費	世 帯 数	2,800	2,850	-50	-1.8
		人 口	12,200	12,000	200	1.7
		966	1,280	-314	-24.5	
面 積		3,113,000	2,589,000	524,000	20.2	
		234,000	247,000	-13,000	-5.3	
七 公 債 費	1 災 害 復 旧 費		950	950	0	0.0
	2 辺 地 対 策 事 業 債 償 還 費		800	800	0	0.0
	3 補 正 予 算 債 償 還 費	平成10年度以前許可債に係るもの	800	800	0	0.0
		平成11年度以降許可債に係るもの	71	72	-1	-1.4
	4 地 方 税 減 収 補 て ん 債 償 還 費		64	68	-4	-5.9
	5 地 域 財 政 特 例 対 策 事 業 債 償 還 費		24	25	-1	-4.0
	6 臨 時 財 政 特 例 債		87	87	0	0.0
	7 財 源 対 策 債 償 還 費		85	88	-3	-3.4
	8 減 税 補 て ん 債 償 還 費		99	41	58	141.5
	9 臨 時 税 収 補 て ん 債 償 還 費		89	90	-1	-1.1
	10 臨 時 財 政 対 策 債 償 還 費		72	15	57	380.0
	11 地 域 改 善 対 策 事 業 債 償 還 費		800	800	0	0.0
	12 過 疎 対 策 事 業 債 償 還 費		700	700	0	0.0
	13 公 害 防 止 事 業 債 償 還 費		500	500	0	0.0
	14 石 油 コ ン ビ ナ ー ト 等 地 方 債 償 還 費		500	500	0	0.0
	15 地 震 対 策 事 業 債 償 還 費		500	500	0	0.0
	16 合 併 特 例 債 償 還 費		700	700	0	0.0
	17 原 子 力 発 電 施 設 等 立 地 地 域 振 興 債 償 還 費		700	700	0	0.0
18 災 害 復 興 等 債 利 子 支 払 費		950	950	0	0.0	

が大きくなっているため20.9%の大幅増となっている。

- ⑪ 「清掃費」については、平成16年度に引き続きごみ収集の経費積算方法についてアウトソーシングを前提とした見直しが行われている。一方、資源ごみの分別収集の広がりを踏まえた収集経費の増等があり、これらの要因を反映して、全体としては2.3%の減となっている。
 - ⑫ 「その他の産業経済費」については、鉱業従事者数に係る標準団体規模が見直され、40人から30人に縮減されたことにより、見かけ上単位費用は増加して、2.2%の増となっている。
 - ⑬ 「企画振興費」については、職員数の見直し、地域資源活用促進費の減等により、3.6%の減となっている。
 - ⑭ 「徴税费」については、税収増に伴う府民税徴収取扱交付金収入（特定財源）の増等により、6.0%の減となっている。
 - ⑮ 「戸籍住民基本台帳費（戸籍数）」については、戸籍事務電算化経費の増により、0.6%の増となっている。
 - ⑯ 「その他の諸費（人口）」については、地域情報化経費の増により、1.7%の増となっている。「その他の諸費（面積）」については、国土保全事業の企画立案等に係る職員が措置されたこと等により、20.2%の増となっている。
- 以下は、投資的経費についてである。
- ⑰ 「港湾費（漁港分）」については、事業量の減により9.8%の減となっている。なお、都道府県分については13.6%の増となっているが、これは経費種類の統合によるものである。
 - ⑱ 「都市計画費」「公園費」について、単位費用算定に当たり特定財源扱いとなる都市計画税がほぼ横ばいであることから、事業量の減少以上に単位費用は減となっており、それぞれ23.8%の減、24.8%の減となっている。
 - ⑲ 「下水道費」については、平成14年度許可債から事業費補正の算入率の引き下げにより

標準事業費方式で算定される額が大きくなっていることを反映し、6.5%の増となっている。

- ⑳ 「小学校費」「中学校費」「高等学校費」については、標準的な施設の再建築価格を耐用年数で除して算定する方式で単位費用が積算されていることから、再建築価格の反映により、それぞれ2.3%の減、2.3%の減、2.6%の減となっている。
- ㉑ 「社会福祉費」「高齢者保健福祉費」については、平成17年度より地域介護・福祉空間整備等交付金、次世代育成支援対策施設整備費交付金等が創設され、社会福祉法人が設置主体となる整備に係る負担の一部（30床未満の特別養護老人ホーム、保育所等）が都道府県負担から市町村負担に変更されたことに伴い、単位費用の減少幅が小さくなり、それぞれ0.4%の減、4.9%の減となっている。
- ㉒ 「清掃費」については、国庫補助事業の事業量が大幅に減少していること等を反映して、21.2%の減となっている。
- ㉓ 「その他の産業経済費」については、経常経費と同様、鉱業従事者数に係る標準団体規模の段階的な見直しにより減少率は小さくなっており、0.7%の減となっている。
- ㉔ 公債費のうち、理論償還表上の据置期間の終了により「減税補てん償償還費」「臨時財政対策償還費」が増加している。

イ 給与改善費及び追加財政需要額

給与改善費については、平成17年度の国の予算においても計上しないこととされたことを踏まえ、地方財政計画においても計上されなかった。したがって、給与改善費については、基準財政需要額に算入しないこととされた（平成15年度より同様の措置）。

追加財政需要額については、年度途中における予測しがたい財政需要に備えるため、地方財政計画には前年度と同額の5,700億円計上された。平成17年度においては、前年度と同じく地方財政計画計上額のうち災害分を除くものの概ね2分の1

程度が各費目の給与関係経費に応じて基準財政需要額に算入されている。

給与改善費及び追加財政需要額の対前年度比

	17年度	16年度
給与改善費	—	—
追加財政 需 要 額	5,700億円	5,700億円
（㏍災害分）	600億円	600億円
（㏍その他分）	5,100億円 ※	5,100億円 ※
合計	5,700億円	5,700億円

※ 平成16年度から、「その他分」の概ね2分の1程度を経常経費の各費目の基準財政需要額に算入

（3）補正に関する事項

今年度の補正に関する主な改正点は、以下のとおりである。

① 態容補正

ア 普通態容補正

普通態容補正に用いられている共通係数は、各費目に共通する「行政の一般的質量の差」を反映させるもので、その基礎に給与差を用いている。今年度においては、平成15年4月1日に実施された地方公務員給与実態調査（指定統計）結果を踏まえた本俸等の更新、調整手当支給率の設定の見直し等を反映させた上で、種地別共通係数が算出された。

個々の費目の改正点は以下のとおり。

「消防費」において、「消防本部及び消防署を置かなければならない市町村を定める政令」に基づき指定された町村以外の町村等に対する行政権能差による補正（乗率0.4）は平成15年度をもって廃止された。新たに、消防本部及び消防署を置き消防活動を開始している市町村以外の市町村に対する補正率が平成16年度から設けられたが、平成17年度においては、この補正率が0.6に引き上げられた（⑩0.5）。

「小・中学校費」において、これまで児童・生徒数を測定単位とするもの、学級数を測定単位とするもの、学校数を測定単位とするものそ

れぞれに適用されてきた普通態容補正の個別係数について、平成16年度から3ヵ年で段階的に廃止することとされた。平成17年度は、この方針に従い個別係数の見直しが引き続き行われた。なお、この措置はコンピュータ経費など単位費用の経費に都市化の程度に応じた物価差が認められなかったことによる措置である。

「生活保護費」において、扶助費の基準単価差を種地別に単価差率を設けて反映することとされているが、17年度においても厚生労働省の扶助基準に基づき種地ごとの単価差が見直されている。

「高齢者保健福祉費（65歳以上人口）」において、養護老人ホーム等保護費負担金の一般財源化により、市と町村の負担割合が異なる経費がなくなったため、市と町村の権能差が廃止されている。

「清掃費」において、ごみ収集については、民間委託の場合の経費を算定の基礎としていくこととし、平成16年度からの3年間で見直しを行うこととされており、17年度はその2年目にあたる。これに伴い、種地区分が高い団体には直営形態が多い傾向にあることから、単位費用の引き下げと併せて普通態容補正係数（個別係数）の引き下げが行われており、今年度はその2年目に当たる。

「戸籍住民基本台帳費（戸籍数・世帯数）」においては、個別係数を平成16年度から3年間で段階的に廃止することとされ、本年度はその2年目にあたる。これは、個別係数設定の根拠である取扱事務件数に都市化の程度による差が認められないことをうけた措置である。

イ 経常態容補正

経常態容補正は、人口の年齢別構成等市町村の種地または級地と関係のない態容に基づく行政経費の差異のうち、経常経費に係るものを需要額に反映するための補正である。

また、平成17年度から新たに経営努力に対応した基準財政需要額の増減を行う算定が、経常態容補正により行うこととされた。従来、基準

財政需要額は、地方財政計画における地方公務員の削減や、道路の維持管理・庁舎管理・ごみ収集業務等の民間委託等による経費削減を前提として算定されている。これに対して、市町村がより一層の行革を行うことにより経費を節減した場合には、その分、地方交付税が削減されるのではなく、他の施策の財源が確保される仕組みとなっている。この意味で、地方交付税制度は行革努力を引き出す仕組みとなっている。平成17年度からは、こうした仕組みに加えて、新たに経営努力に対応した算定が行われることとなった。全体として経費削減が求められている現状であっても、行革努力に伴い必要とされる経費については、その実績を示す客観的な指標に応じて需要額を増減させる算定を行うことに合理性が認められるために設けられたものである。

個々の費目の改正点は、以下のとおり。

「その他の産業経済費」において、林業、漁業及び鉱業の各産業別従業者一人当たりの所要一般財源の差を反映するため、単位費用における措置状況を基に、所要の改正が行われるものである。平成16年度からの4年間をかけて、段階的に標準団体における鉱業従事者数を縮小することとされ、平成17年度は30人に縮小された(⑩40人)。

「徴税费」においては、上述のとおり行革努力を反映させるため、今年度から新たに経常態容補正が適用された。具体的には、単位費用において新たに措置された「徴税強化に要する経費」について、その2分の1相当額について、①当該団体の徴収率の増減(符号 α)と、②当該団体の徴収率と全国平均の徴収率との差(符号 β)を均等に反映させることとされた。

<算式>

$$A + B \times [0.5 \times \{(\alpha + \beta) + 1\} + 0.5 \times \gamma]$$

A：単位費用に占める徴税強化に要する経費以外の経費の割合(983/1000)

B：単位費用に占める徴税強化に要する経費の割合(17/1000)

α ：前3年平均の徴収率よりも上昇(下落)することによる割増(割落)係数

$$\text{算式：}\{(n-2)\text{年度の徴収率} - (n-5 \sim n-3)\text{年度の平均徴収率}\} \times 0.5$$

β ：全国平均の徴収率より高い(低い)ことによる割増(割落)係数

$$\text{算式：}\{(n-2)\text{年度の徴収率} - (n-2)\text{年度の全国平均徴収率}\} \times 0.5$$

γ ：徴収強化に要する経費の標準団体一般財源の2分の1(世帯数37,000世帯段階においては5,000千円)相当額を基準として、世帯数段階に応じて設定された額(300千円～18,000千円)を算入するための係数

「その他の諸費(人口)」について、新たに行革努力を反映させるため経常態容補正が適用された。具体的には、単位費用において新たに措置された「歳出削減の取組み強化に要する経費」について、その2分の1相当額について、歳出削減の実績を示す指標(符号 α)に応じて算定することとされた。

<算式>

$$A + B \times (\alpha \times 0.5 + \beta \times 0.5)$$

A：単位費用に占める歳出削減の取組み強化に要する経費以外の経費の割合(9836/10000)

B：単位費用に占める歳出削減の取組み強化に要する経費の割合(164/10000)

α ：対象経費(人件費、物件費等)に係る当該団体の増減率が、全国平均の増加率より低い(高い)ことによる割増(割落)係数
($0 \leq \alpha \leq 3$)

$$\text{算式：} 1 + (\text{全国平均増加率} - \text{当該団体増減率})$$

β ：歳出削減の取組み強化に要する経費の標準団体一般財源の2分の1(人口10万人段階においては10,000千円)相当額を基準として、人口段階に応じて設定された額(1,700千円～66,700千円)を算入するための係数

② 段階補正

段階補正は、人口等の測定単位の増減に応じて、単位当たりの費用が割安又は割高になることを補正するものである。

市町村における段階補正については、平成14年度から16年度までの3カ年を期間として、段階補正を引き下げる方向での見直しが行われてきた。この見直しは、小規模な団体にあっても職員の兼務や外部委託等により合理的・効率的に行財政運営を行っている団体もあるとの実態を反映するための見直しである。3年間での削減総額は約2,000億円であった。

なお、段階補正については、これまでの見直しに加えて、今後も効率的な運営を前提とした更なる見直しが予定されている。

③ 数値急増補正

ア 人口急増補正 I

人口急増補正 I については、従来、人口を測定単位とする経常経費に適用され、各費目において補正が行われていたが、平成10年度から簡素化の観点より「その他の諸費（人口）（経常）」において包括的に算入されている。

本補正は、測定単位である人口の国勢調査時から今年度の算定基準日である平成17年4月1日までの人口の増加を反映させるもので「数値代置方式」と呼ばれている。

平成12年度までは全国平均増加率以上の団体が対象とされていたが、人口全体の増加率が以前より低くなっていること等から、平成13年度より、住民基本台帳登録人口の増加率が人口増加団体における平均増加率を超える団体についてのみ適用することとされた。今年度も引き続き、平成12年9月30日から平成17年3月31日までの住民基本台帳登録人口の増加率が人口増加団体における平均増加率（1.023）を超える市町村について適用されている。

○算式

$$\text{人口急増補正 I 係数} - 1 = \left(\frac{A}{B} - 1.023\right) \times \alpha$$

〔算式の符号〕

A：平成17年3月31日現在の住民基本台帳登

載人口

B：平成12年9月30日現在の住民基本台帳登録人口

α ：5.0

イ 人口急増補正 II

人口急増補正 II についても、平成10年度より人口急増補正 I と同様に、「その他の諸費（人口）（投資）」において包括的に算入されており、人口が一定の率以上増加している市町村に対して投資的経費を割増算入するために適用されている補正である。

人口急増補正 I と同様に、平成12年9月30日から平成17年3月31日までの住民基本台帳登録人口の増加率が人口増加団体における平均増加率（1.023）を超える市町村について適用されている。

○算式

$$\text{人口急増補正 II 係数} - 1 = \left(\frac{A}{B} - 1.023\right) \times \alpha$$

〔算式の符号〕

A：平成17年3月31日現在の住民基本台帳登録人口

B：平成12年9月30日現在の住民基本台帳登録人口

α ：2.8

ウ 65歳以上人口急増補正 I

65歳以上人口急増補正 I は、65歳以上人口を測定単位とする「高齢者保健福祉費（65歳以上人口）（経常）」に適用される。その考え方は、人口急増補正 I と同様「数値代置方式」であり、国勢調査以降の65歳以上人口の増加に伴う財政需要の増加を基準財政需要額に反映させるための補正である。

また、平成13年度までは住民基本台帳登録65歳以上人口が全国平均増加率を超える団体について対象とされていたが、平成14年度より同人口の増加団体における平均増加率（平成17年度については1.120）を超える市町村に適用されることとなった。

なお、この補正は、高齢者保健福祉費が創設

された平成6年度から適用されているが、当時は算定年度の4月1日の数値を用いて算定していた密度補正が適用される経費が、当該費目の需要額に占める割合が低かったため、単位費用全体に乘じられてきた経緯がある。しかしながら、近年、密度補正経費の割合が急増していることにより、急増補正を単位費用全体に乘じることは著しく不合理になっており、急増補正の割増対象を密度補正の適用される単位費用部分を除いた部分に限定することとし、市町村分については0.467を乗じたものが65歳以上人口急増補正Iとして適用されている。

○算式

$$65歳以上人口急増補正I係数-1 = \left(\frac{A}{B} - 1.120\right) \times 0.467$$

[算式の符号]

A：平成17年3月31日現在の65歳以上の住民基本台帳登録人口

B：平成13年3月31日現在の65歳以上の住民基本台帳登録人口

$$0.467 : \frac{\text{標準団体一般財源 (1,641,499千円)} - \text{急増補正対象外経費 (875,058千円)}}{\text{標準団体一般財源 (1,641,499千円)}}$$

エ 65歳以上人口急増補正II

65歳以上人口急増補正IIについては、「高齢者保健福祉費（投資）」に適用される。その考え方は人口急増補正IIと同様で、65歳以上人口が一定の率以上増加している市町村に対して投資的経費を割増算入するためのものである。

また、65歳以上人口急増補正Iと同様に、増加率が全国平均（1.120）を超える市町村に適用されている。

○算式

$$65歳以上人口急増補正II係数-1 = \frac{A}{B} - 1.120$$

[算式の符号]

A：平成17年3月31日現在の65歳以上の住民基本台帳登録人口

B：平成13年3月31日現在の65歳以上の住民基

本台帳登録人口

オ 73歳以上人口急増補正I

73歳以上人口急増補正Iは、73歳以上人口を測定単位とする「高齢者保健福祉費（73歳以上人口）（経常）」に適用される。その考え方は、人口急増補正Iと同様「数値代置方式」であり、国勢調査以降の73歳以上人口の増加に伴う財政需要の増加を基準財政需要額に反映させるための補正である。

この補正は、本来であれば73歳以上人口の住民基本台帳登録人口の増加率を用いて算定されるべきであるが、各市町村においては5年刻みの人口段階で統計処理しており、1年刻みでの数値を使うことは事務負担が大きいことから、住民基本台帳登録の75歳以上人口の増加率を指標として73歳以上人口急増補正Iが行われることとなった。

なお、この急増補正についても他の急増補正と同様に、平成13年3月31日から平成17年3月31日までの75歳以上人口の増加団体の平均増加率（1.218）を超える市町村について適用されている。

○算式

$$73歳以上人口急増補正I係数-1 = \frac{A}{B} - 1.218$$

[算式の符号]

A：平成17年3月31日現在の75歳以上の住民基本台帳登録人口

B：平成13年3月31日現在の75歳以上の住民基本台帳登録人口

カ 世帯数急増補正

世帯数急増補正は、世帯数を測定単位とする経常経費（「徴税費」及び「戸籍住民基本台帳費（世帯数）」）に適用され、その考え方は人口急増補正Iと同様の「数値代置方式」であり、世帯数の増加に伴う財政需要の増加を基準財政需要額に反映させるための補正である。

平成13年度までは全国平均増加率以上の世帯数増加団体が対象であったが、平成14年度から、平成12年9月30日から平成17年3月31日までの

住民基本台帳登録世帯数の増加率が世帯数増加団体における平均増加率（1.054）を超える市町村に適用されている。

○算式

$$\text{世帯数急増補正係数} - 1 = \frac{A}{B} - 1.054$$

[算式の符号]

A：平成17年3月31日現在の住民基本台帳登録世帯数

B：平成12年9月30日現在の住民基本台帳登録世帯数

④ 数値急減補正

ア 人口急減補正

人口急減補正については、人口を測定単位とする経常経費に適用され、平成10年度より人口急増補正と同様に、「その他の諸費（人口）（経常）」において包括的に算入されている。

本補正は、人口の急減する市町村が、人口変動の少ない同規模の市町村に比べて、経常経費に係る人口一人当たりの単価が割高となるため、減少人口の一定割合を復元させるためのものである。

これは、人口が急減する市町村では、人口減少に応じて直ちに公共施設の統廃合により、経費の削減を図ることなどは困難であり、測定単位の減少に即応して基準財政需要額が減少すると、財政運営に支障をきたす恐れがあることから激変緩和措置として設けられているものである。

これまでは、昭和55年国勢調査人口から平成12年国勢調査人口の減少数を復元（平成16年度は10%）する算式（旧算式Ⅰ）と、平成7年国勢調査人口から平成12年国勢調査人口の減少数を復元（同30%）する算式（旧算式Ⅱ）に基づき、「その他の諸費（人口）」において6費目分が一括して措置されてきた。平成14年度以降、旧算式Ⅰの復元率は段階的に縮減されてきたが、平成17年度においては旧算式Ⅰが廃止され、旧算式Ⅱ分のみ一本化された。その復元率は10%（平成16年度は30%）である。

なお、対象は平成16年度と変わらず、人口減少団体の平均減少率（1.026）を超える団体とされた。

○算式

$$\text{人口急減補正係数} - 1 = (B/A - 1.026) \times 4.2 \times \alpha$$

(注) 負数になる場合は0とする。

[算式の符号]

A：平成12年国勢調査人口

B：平成7年国勢調査人口

α ：0.1

イ 学級数・学校数急減補正

学級数・学校数急減補正は、測定単位である「学級数・学校数」の急激な減少に伴う需要額の激変緩和措置として適用される。具体的には算定年度の学級数・学校数が前年から3年前までの各年度の数をいずれも下回る団体について、前年の減少分の90%、2年前の減少分の60%、3年前の減少分の30%がそれぞれ復元されるものである。

平成16年度から、財政需要がほとんど生じていない学級数がゼロの学校（ゼロ学級校）について、小学校費及び中学校費の測定単位から除外されるとともに、急減補正に用いる過去3年間の学校数からも除外された。なお、これによる学校数の減少には、急減補正は適用されない。

○算式

$$\text{学級数（学校数）急減補正係数} - 1 = \frac{1}{A} \times \{ (B - A) \times 0.9 + (C - B) \times 0.6 + (D - C) \times 0.3 \}$$

(注) (B - A)、(C - B)、又は (D - C) が負数となるときは、それぞれ0とする。

Aの数値がB、C、Dのいずれの数値以上となるときは (B - A)、(C - B)、(D - C) は0とする。

[算式の符号]

A：測定単位の数値（学級数・学校数）

B：平成16年5月1日現在の測定単位の数値（学級数・学校数）

C：平成15年5月1日現在の

D：平成14年5月1日現在の
ウ 農家数急減補正

農家数急減補正は、測定単位である「農家数」の置き換えに伴う「農業行政費」の激変緩和措置として適用されるものであり、1995年農業センサスによる農家数と2000年世界農林業センサスによる農家数を比較し、その間の減少数の一定割合が復元される。平成17年度の復元率は10%（平成16年度は30%）であるが、激変緩和の性格上、年次進行により順次逓減されることとなる。

○算式

$$\text{農家数急減補正係数} - 1 = \{(B-A) / A\} \times 0.1$$

[算式の符号]

A：2000年世界農林業センサスによる農家数

B：1995年農業センサスによる農家数

エ 従業者数急減補正

従業者数急減補正は、測定単位である「林業・水産業及び鉱業の従業者数」の置き換えに伴う「その他の産業経費」の激変緩和措置として適用されるものである。平成7年国勢調査の数値を基礎として、平成12年国勢調査の数値との差に各産業の従業者一人当たりの所要一般財源の差を反映させ、それぞれ復元率を乗じて得た数値が基礎とされている。平成17年度の復元率は20%（平成16年度は40%）であるが、激変緩和の性格上、年次進行により順次逓減されることとなる。

○算式

$$\text{数値数急減補正係数} - 1 =$$

$$1 / A \{(E / B - 1.483) \times B \times 4.37$$

$$+ (F / C - 1.240) \times C \times 0.28$$

$$+ (G / D - 1.489) \times D \times 0.01\} \times 0.2$$

[算式の符号]

A：平成12年国勢調査による「林業、漁業及び鉱業の就業者数」

B：平成12年国勢調査による「林業の就業者数」

C：平成12年国勢調査による「漁業の就業者数」

D：平成12年国勢調査による「鉱業の就業者数」

E：平成7年国勢調査による「林業の就業者数」

F：平成7年国勢調査による「漁業の就業者数」

G：平成7年国勢調査による「鉱業の就業者数」

[数値急増・急減補正による今年度の府内の増加需要額は第8表のとおりである。]

⑤ 密度補正

今年度の密度補正単価は第9表のとおりで、主な改正点は次のとおりである。

ア 下水道費

維持管理経費の実態を反映させるため、排水人口・排水面積・施設種類による密度補正が適用されているが、今年度も実態を勘案し、排水人口当たり単価と排水面積当たり単価、公共下水道に対する各施設の維持管理経費比率が見直された。排水人口で算入される需要額と排水面積で算入される需要額の比率は、昨年度と同様0.50：0.50とされた。なお、維持管理経費比率については、当該比率の算出基礎となる維持修繕費決算額の増減により数値が大きく変動し、予見可能性が低い状況にあることや、算定の簡素化の観点等を踏まえ、施設区分が5区分（⑩8区分）に統合された。

第8表 数値急増・急減補正による増加需要額（府内市町村）

(単位:百万円、%)

区 分	平成17年度(イ)			平成16年度(ロ)				増減額(ハ)				増減率				
	数値急増補正			数値急減補正	数値急増補正			数値急減補正	(イ)-(ロ)				(ハ)/(ロ)			
	経常経費	投資的経費	計		経常経費	投資的経費	計		数値急増補正			数値急減補正	数値急増補正			数値急減補正
									経常	投資	計		経常	投資	計	
大 都 市	35	2	37	42	155	7	162	333	△120	△4	△124	△290	△77.6	△64.3	△77.1	△87.3
都 市	3,480	123	3,603	203	2,402	100	2,502	608	1,078	23	1,101	△405	44.9	22.7	44.0	△66.6
町 村	105	3	108	37	63	2	64	60	42	1	43	△23	67.5	59.8	67.3	△38.6
市町村計 (除大阪市)	3,585	126	3,711	240	2,465	102	2,567	668	1,120	24	1,144	△428	45.5	23.3	44.6	△64.1
府 計	3,620	128	3,748	282	2,620	108	2,728	1,000	1,000	20	1,020	△718	38.2	18.0	37.4	△71.8

(注) 端数処理のため、計と一致しないことがある。

第9表 平成17年度密度補正単価等（対前年度比較）

(単位:円/%)

費目	測定単位	密度補正 区分	事 項	17年度	16年度	差 引	増減率	
				A	B	A - B C	C / B	
下水道費	人 口		排水人口	683	938	-255	-27.2	
			排水面積(千㎡当たり)	4,290	5,980	-1,690	-28.3	
小学校費	児 童 数		スクールバス・ポート	5,825,000	5,566,000	259,000	4.7	
中学校費	生 徒 数		スクールバス・ポート	5,825,000	5,566,000	259,000	4.7	
その他の 教育費	人 口	II	市町村立大学学生 医学部	4,499,000	4,586,000	-87,000	-1.9	
			理科系学部	1,706,000	1,746,000	-40,000	-2.3	
			文科系学部	308,000	334,000	-26,000	-7.8	
			家政系及び芸術系学部	1,029,000	1,061,000	-32,000	-3.0	
			市町村立特殊教育諸学校 幼稚部幼児数	104,000	104,000	0	0.0	
			小・中学部児童生徒数	481,000	480,000	1,000	0.2	
			高等部(本科)生徒数	717,000	728,000	-11,000	-1.5	
市町村立特殊教育諸学校 〃 (別科・専攻科)生徒数	851,000	856,000	-5,000	-0.6				
私立幼稚園幼児(3~5歳児の合計数)	22,500	22,200	300	1.4				
生活保護費	市 部 人 口		被生活保護者	152,900	159,100	-6,200	-3.9	
社会福祉費	人 口		児童1人当たり所要運営費	公 指定・中核市	492,960	476,436	16,524	3.5
				私 其他団体	486,957	461,199	25,758	5.6
			知的障害者援護施設措置者 一人当たり所要運営費	公 指定・中核市	254,233	256,115	-1,882	-0.7
				私 其他団体	137,189	130,716	6,473	5.0
				市 町 村	1,195,338	1,231,638	-36,300	-2.9
市 町 村	597,669	615,819	-18,150	-2.9				
保健衛生費	人 口	I	診療所	7,100,000	7,100,000	0	0.0	
			簡易水道等給水人口	4,688	4,100	588	14.3	
			簡易水道高料金対策 資本費単価 133円/㎡を超える部分の資本費	算入率 0.5	算入率 0.5			
			簡水債元利償還金・許可額(平成3年度以降許可債)	算入率9/40(ただしH13許可債までは1/4)	算入率9/40(ただしH13許可債までは1/4)			
			(未普及解消緊急対策事業上乘せ分)	算入率 1/6	算入率 1/6			
			市町村立病院病床	519,000	507,000	12,000	2.4	
			市町村立大学附属病院病床	311,400	304,200	7,200	2.4	
			市町村立リハビリ病院病床	311,400	304,200	7,200	2.4	
			病院事業債元利償還金繰出基準額 (平成3年度以降平成13年度以前許可分)	算入率 0.6	算入率 0.6			
			(平成14年度以後許可分)	算入率 0.45	算入率 0.45			
			市町村立大学附属病院事業債元利償還金繰出基準額 (平成5年度以降平成14年度以前許可債)	算入率 0.4	算入率 0.4			
			(平成15年度許可分(平成14年度基本設計等着手分))	算入率 0.3	算入率 0.3			
			(平成15年度以後許可分)	算入率 0.225	算入率 0.225			
			水源開発等に係る繰出基準額	算入率 0.5	算入率 0.5			
			上水道高料金対策 (資本費単価 178円/㎡を超える部分の資本費)	算入率 0.5	算入率 0.5			
			一般会計出資債元利償還金・許可額 (高度浄水・老朽管更新分を含む)	算入率 0.5	算入率 0.5			
			看護師養成所生徒数	798,000	769,000	29,000	3.8	
II	【国保基盤安定繰出分】							
	補正後保険料軽減者1人当たり市町村負担額(均等割相当分)	2,718	2,600	118	4.5			
	補正後保険料軽減世帯1世帯当たり市町村負担額(平等割相当分)	2,328	2,265	63	2.8			
	補正後保険料軽減者(保険者支援分)	2,001	2,058	-57	-2.8			
	【人件費・助産費・光熱水費等需要費一般財源化分】							
一般被保険者	3,986	4,041	-55	-1.4				
【国保安定化支援繰出分】								
算入率 0.8	算入率 0.8							
高齢者 保健福祉費	65歳以上人口		老人ホーム被措置者(養護)	市	2,123,000	1,034,100	1,088,900	105.3
			町 村	2,123,000	517,100	1,605,900	310.6	
			居宅介護サービス受給者(給付費分)	139,100	132,200	6,900	5.2	
			施設介護サービス受給者(給付費分)	527,100	520,600	6,500	1.2	
			介護サービス受給者(介護保険事務費分)	18,900	20,500	-1,600	-7.8	
清掃費	人 口		入湯納税義務者	6,420	7,520	-1,100	-14.6	
その他の 産業経済費	林・水・鉱業の 従業者数		市町村所有森林面積(1ha当たり)	18,600	18,600	0	0.0	
			算入率 0.3	算入率 0.3				
企画振興費	人 口		外国青年招致人員	5,900,000	5,900,000	0	0.0	
その他の諸費	人 口	II	米軍人口	67,000	67,000	0	0.0	
			米軍基地面積(1km ² 当たり)	6,200,000	6,200,000	0	0.0	
			自衛隊基地面積(1km ² 当たり)	800,000	800,000	0	0.0	

イ その他の土木費

今年度に一般財源化された公営住宅家賃収入補助を的確に算定するために密度補正が創設された。その算式は、第10表のとおりであるが、ポイントを挙げると以下ようになる。

- ①今年度においては国庫補助総額641億円の2分の1に当たる320億円が一般財源化され、残余は平成18年度に一般財源化されることとなっている。したがって一般財源化相当額の算式では、0.5が乗じられている。
- ②本補助は公営住宅の管理開始から30年間を対象とするものであることから、第1種・第2種公営住宅に係る家賃収入補助基本額については、平成16年度の国庫補助金の算出に用いられた補助基本額から30年経過分を除外した数値が用いられており、今年度の国庫補助金の算出に用いられる額と一致するものである。
- ③収入基準を超える入居者は、補助金の対象外となっていることから、平成16年度の国庫補助金の算出に用いられた「 $1 - F_n / G_n$ 」（第1種公営住宅に係る非収入超過者比率）及び「 $1 - I_n / J_n$ 」（第2種公営住宅に係る非収入超過者比率）が用いられ、収入超過者分の補助

基本額が除外されている。

ウ 小・中学校費

経済的理由により小・中学校への就学が困難な児童生徒の保護者に対し、市町村が学用品費等を給付する場合に補助される要保護及準要保護児童生徒援助費補助金のうち、準要保護児童生徒分が今年度に一般財源化された。そこで、小学校費（測定単位：児童数）・中学校費（測定単位：生徒数）の単位費用において一般財源化に伴う所要経費の全額を算入した上で密度補正が適用された。この補正は、一般財源化相当額のうち①修学旅行及び給食費以外に係る経費、②修学旅行に係る経費、③完全給食に係る経費、④補食給食に係る経費、⑤ミルク給食にかかる経費の5種類に分割した上で、例えば完全給食に係る経費については、当該市町村の完全給食児童（生徒）数の全国シェアと教育扶助受給児童（生徒）数の全国シェアを1:1の割合で加味した指標により全国総額を按分して需要額が算定されている。

エ 生活保護費

生活扶助基準の改定等に伴い、被生活保護者1人当たり単価、各種扶助間の単価差率及び各種扶助人員の推計伸び率について改定が行われた。

第10表 公営住宅家賃収入補助に係る密度補正

【都道府県分】 【市町村分】 共通

●平成17年度算式

密度補正係数－1

$$= \frac{1}{A \times 1,660円} \text{ (一般財源化分相当額 } B - A \times 106円 \times C \times D \text{)}$$

$$\text{※}B = \left[\sum_{n=91}^7 \left\{ E_n \times \left(1 - \frac{F_n}{G_n} \right) + H_n \times \left(1 - \frac{I_n}{J_n} \right) \right\} \right] \times 0.5$$

- A : 当該市町村の人口（測定単位）
- B : 家賃収入補助に係る一般財源化相当額
- C : 当該市町村の段階補正係数
- D : 当該市町村の普通態容補正係数
- E_n : n年度分第1種公営住宅に係る家賃収入補助基本額
- F_n : n年度分第1種公営住宅に係る収入超過者入居戸数
- G_n : n年度分第1種公営住宅の総戸数
- H_n : n年度分第2種公営住宅に係る家賃収入補助基本額
- I_n : n年度分第2種公営住宅に係る収入超過者入居戸数
- J_n : n年度分第2種公営住宅の総戸数
- 1,660円 : 単位費用
- 106円 : 単位費用のうち一般財源化分
- 0.5 : 平成17年度における一般財源化率

オ 社会福祉費

知的障害者援護施設措置費に係る密度補正の措置者1人当たり単価及び保育所運営費に係る児童1人当たり単価の改定が行われた。なお、保育所運営費のうち公立保育所分については、延長保育事業が一般財源化されたことに伴い、所要額が単価に上乘せされることとなった。

カ 保健衛生費

密度補正Ⅰのうち病院経費については、病床数単価が519千円となり、診療所の運営経費に係る単価については、昨年度と同額の7,100千円とされた。

水道経費については、簡易水道給水人口当たり単価が4,688円に改定された。

密度補正Ⅱについては、従前から国民健康保険に係る事務費等の一般財源化対象経費について、各団体の一般被保険者数に比例させる密度補正が適用されてきたが、今年度一般財源化された国民健康保険特別対策事業費補助金分についても、密度補正の対象とされ、密度補正単価に上乘せされている。

国保財政安定化支援事業に要する経費に係る密度補正は基本的に昨年度と同様であるが、医療制度改革に伴い、国民健康保険一般被保険者のうち「60歳以上71歳未満の者の数」が「60歳以上72歳未満の者の数」に改正され、これに伴い高齢者の多寡に応じた算入部分における乗率0.25が0.18に引き下げられたものである。(第11表・第12表)

キ 高齢者保健福祉費(65歳以上人口)

今年度、在宅福祉事業費補助金(生活支援ハウス事業分)が一般財源化されたことに伴い、新たに密度補正で算定されることとなった。1施設当たりの単価については、国庫補助金の算出基礎に準じ、一般財源の増加分を反映する3段階の運営単価が利用者見込数に応じて設定されている。

養護老人ホーム被措置者数に係る密度補正については、国庫負担金の一般財源化により、経費の全額が市町村負担となったことから、補正係数の算式が改正され、被措置者数1人当たり単価が増額されている。具体的には、負担割合が市で約2

倍、町村で約4倍となったことから、前年度の単価と比べて市分で概ね2倍、町村分で概ね4倍の2,123,000円に改定されている。また、援護率は0.8410に、被措置者数推定伸率は0.9945にそれぞれ改められている。

介護給付費負担金に係る密度補正については、居宅介護サービス受給者1人当たりの単価が139,100円、施設介護サービス受給者1人当たりの単価が527,100円に改定されている。

⑥ 投資補正

投資補正は、測定単位の多寡等により投資的経費の割増しを行うものであり、現在「道路橋りょう費」の他12費目において適用されている。

改正点の主なものは、以下のとおりである。

ア 道路橋りょう費

平成16年度に道路整備に係る長期計画の改定に伴って、投資補正Ⅰの各指標に係る乗率が第13表のとおり改定された。

また、この見直しの影響額を考慮した激変緩和措置が平成16年度に引き続いて講じられ、平成15年度の投資補正Ⅰの算式による係数との差の3割(昨年度7割)が還元されている。

イ 都市計画費

平成16年度より、割り増しの基準値については、従来の大都市の全地目平均の土地価格から、大都市の可住地平均の土地価格を用いることとされた。

この見直しによる激変を緩和するため、平成15年度の土地価格比率係数を下回る団体については、平成15年度係数の6割(昨年度8割)と平成16年度係数の4割(同2割)の合計値を用いることとされた。

ウ 公園費

投資補正の算式中の土地価格比率の反映に係る乗率について、公園事業の決算を踏まえて用地費の比率が0.4から0.3に見直された。

エ 下水道費

高資本費対策に必要な経費を措置するため、地方公営企業繰出基準による公費負担額の一部が算入されている。

平成17年度においては、繰出基準の改正を受け

第11表 「保健衛生費」密度補正Ⅱの算式

$$\begin{aligned}
 & (\text{密度補正Ⅱ係数}-1) = \frac{1}{A \times 4,330\text{円}} \times \\
 & \left[\left\{ (0.5+0.5\alpha) \times B \times 2,718\text{円} + (0.5+0.5\beta) \times C \times 2,328\text{円} - 66,415\text{千円} \times \frac{A}{100,000} \right\} + \right. \\
 & \left. \left\{ D \times 66,705\text{円} \times 0.03 - 14,281\text{千円} \times \frac{A}{100,000} \right\} + \right. \\
 & \left. \left(E \times 3,986\text{円} - 127,709\text{千円} \times \frac{A}{100,000} \right) \right. \\
 & \left. + F \times G \times 0.25 \times 0.8 + H \times 0.25 \times 0.8 + 41 \times I \times J \times 0.18 \times 0.8 \right]
 \end{aligned}$$

【算式の符号】

A: 測定単位(人口)

B: 次の算式によって求めた補正後保険料軽減者数
 $\{(33\text{万円以下段階保険料軽減者数}=\text{イ}) \times 1.63\} + \{(\text{保険料軽減者数計}=\text{ロ}) - (\text{イ})\} \times 0.86$

C: 次の算式によって求めた補正後保険料軽減世帯数
 $\{(33\text{万円以下段階保険料軽減世帯数}=\text{ハ}) \times 1.63\} + \{(\text{保険料軽減世帯数計}=\text{ニ}) - (\text{ハ})\} \times 0.82$

$$\alpha : \frac{\frac{(\text{減額した被保険者均等割額計}=\text{ホ})}{(\text{補正後保険料軽減者数}=\text{B})}}{10,290} \qquad \beta : \frac{\frac{(\text{減額した世帯別平等割額計}=\text{ヘ})}{(\text{補正後保険料軽減世帯数}=\text{C})}}{8,829}$$

D: 次の算式によって求めた補正後保険料軽減者数
 $\{(33\text{万円以下段階保険料軽減者数}=\text{イ}) \times 0.92\} + \{(\text{保険料軽減者数計}=\text{ロ}) - (\text{イ})\} \times 0.46$

E: 一般被保険者数

F: 次の算式によって求めた基盤安定事業費
 算式: $\frac{(0.5+0.5\alpha) \times B \times 10,290\text{円} + (0.5+0.5\beta) \times C \times 8,829\text{円}}{1,000}$

算式の符号は、前出のもの

G: 次の算式によって求めた数値
 算式: $\gamma \geq 0.55$ のとき $G = \gamma / 0.55$
 $0.45 \leq \gamma < 0.55$ のとき $G = (\gamma - 0.45) / 0.10$
 $\gamma < 0.45$ のとき $G = 0$

※ $\left[\gamma = \frac{\text{保険料軽減世帯数計}}{\text{一般被保険者世帯数}} \right]$

H: 次の算式によって求めた数値
 算式: a と b との小さい方の数値
 $a = 1,663 \times \frac{(c-1,177.6) \times \text{住民基本台帳人口(H15.9.30現在)}}{100,000}$
 c: 10万人当たり病床数と医療圏10万人当たりの病床数との大きい方の数値
 $b = (\text{実績給付費}) - \{(\text{基準給付費}) + \text{「165千円} \times (\text{一般被保険者数})\}$ との大きい方の数値

I: 一般被保険者のうち、60歳以上72歳未満の者の数

J: 一般被保険者数 i につき、

$$\left\{ \begin{array}{ll} I/i \geq 0.20 & \text{の場合} \quad I/i / 0.20 \\ 0.10 \leq I/i < 0.20 & \text{の場合} \quad (I/i - 0.10) / 0.10 \\ I/i < 0.10 & \text{の場合} \quad 0 \end{array} \right\}$$

2,718円: 補正後保険料軽減者1人当たり市町村負担額(均等割相当)

2,328円: 補正後保険料軽減世帯1世帯当たり市町村負担額(平等割相当)

66,415千円: 単位費用積算の基礎に算入されている保険基盤安定負担金(保険料軽減分)の額

1.63、1.63: 7割及び6割軽減のシェアにより1.75及び1.50を加重平均して求めた乗率

0.86、0.82: 5割、4割及び2割軽減のシェアにより1.25、1.00及び0.50を加重平均して求めた乗率

66,705円: 平成15年度の全国平均保険料収納額

0.92: 7割及び6割軽減のシェアにより1.00及び0.83を加重平均して求めた乗率

0.46: 5割及び4割軽減のシェアにより0.50及び0.42を加重平均して求めた乗率

0.03: 0.12(7割軽減被保険者の保険基盤安定負担金(保険者支援分)の支援率) × 0.25(負担割合)

14,281千円: 単位費用積算の基礎に算入されている保険基盤安定負担金(保険者支援分)の額

3,986円: 一般被保険者1人当たりの人件費・助産費・光熱水費等の需要費

127,709千円: 単位費用積算の基礎に算入されている人件費・助産費・光熱水費等の需要費

第12表 国民健康保険に係る経費の普通交付税算入状況

	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11~14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
密	保険料軽減負担割合 国 170億円 (定額) 都道府県 1/4	保険料軽減負担割合 国 240億円 (定額) 都道府県 1/4	保険料軽減負担割合 国 450億円 (定額) 都道府県 1/4	保険料軽減負担割合 国 670億円 (定額) 都道府県 1/4	保険料軽減負担割合 国 1/2 (定率) 都道府県 1/4	保険料軽減負担割合 変更なし	保険料軽減負担割合 変更なし	保険料軽減負担割合 都道府県 3/4 市町村 1/4
	市町村 残り全額	市町村 残り全額	市町村 残り全額	市町村 残り全額	市町村 1/4			
補						(新設) 保険者支援分負担割合 国 1/2 (定率) 都道府県 1/4 市町村 1/4	変更なし	変更なし
	人件費(変更なし) 助産費 (出産一時金の創設 に伴う充実 30万円×2/3) 賃金・委託料・負担金分 (給与費相当分) (変更なし) 光熱水費等 需要費相当分	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
II	事務費国庫負担金 (役務費等)相当分						療養給付費負担金	
	保険料負担能力分	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	引き下げ (廃止の方向)	変更なし	変更なし
	過剰病床分	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	引き上げ	変更なし	変更なし
安定化 支援事業	年齢構成差分							

第13表 道路橋りょう費 投資補正I係数

	6	7	8	9	10	11~15	16~17
国道延長比率	22.0	21.5	21.0	20.5	20.0	20.0	16.5
道府県道延長比率	1.9	2.0	2.1	2.2	2.3	2.3	5.1
市町村道							
(ア) 4.5m以上	0.50	0.50	0.45	0.45	0.40	0.40	0.49
(イ) 4.5m~2.5m	1.1	1.1	1.15	1.15	1.20	1.22	1.30
(ウ) 2.5m~1.5m	1.10	1.15	1.20	1.25	1.30	1.31	1.47
(エ) 非永久橋	55	55	60	60	65	65	廃止
(オ) 交通事故件数比率							
(大都市)	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.05
(大都市以外)	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.10

(ア) ~ (エ) については改良整備、(オ) については交通安全施設整備の必要度を反映させるための係数である。

て、供用開始後年数に係る要件の見直し、資本費単価に係る要件の見直し、使用料単価が低い事業への割落としの拡大等の改正が行われている。

オ 農業行政費

単位費用中の関係事業費の比率、決算の状況等を踏まえ、農道の維持改修費に係る部分の係数が改定されるとともに、各指標の反映の比率が見直された。また、農家数減少分については、復元率が0.1(昨年度0.3)とされた。

カ その他の産業経済費

各産業別の従業者数一人当たりの所要一般財源

の差を反映するための補正であり、単位費用における比率を基に所要の改定が行われている。平成17年度も昨年度に引き続き、鉱業者一人当たりの算入額が削減されている。

キ その他の諸費(人口・面積)

いずれにおいても、平成16年度に創設された地域再生事業債の元利償還金相当額の一部が、平成17年度から算入されている。

⑦ 事業費補正

事業費補正とは、地方団体の公共事業の地方負担額や過去の事業債の元利償還金等、実際の投資的経

費の財政需要額を反映させる補正方法である。

費目別の改正点のうち、主なものは次のとおりである。なお、算入率については第14表に示した。

ア 下水道費

平成16年度から、下水道資本費平準化債許可見込額に0.5を乗じた額が当該年度の事業費補正算入額から控除されることとなったが、今年度から公害防止事業債分も含めた資本費平準化債の元利償還金の50%が算入されている。

イ その他の土木費

平成17年度から、まちづくり交付金事業に係る地方債の元利償還金の10%が、新たに算入されることとなった。

ウ 企画振興費

単位費用において算入された旧地域総合整備事業債（特別分等）及び地域活性化事業債に係る元利償還金相当分の過不足が調整されているものであるが、今年度は、単位費用中の元利償還金相当分が480円（⑩470円）となった。

エ その他の諸費

平成17年度から、PFI法に基づいてPFI事業者が整備して供用が開始された公共施設等の整

備費相当額（当該団体が当該施設を建設したとみなした場合に、基準財政需要額に算入されるべき額）が算入されている。

⑧ 種別補正

種別補正は、測定単位のうちに種別があり、その種別ごとに単位当たりの費用に差があるものについて、その費用の差に応じて測定単位の補正を行うものである。

今年度においては、「道路橋りょう費」において、国府道に係る種別補正係数が見直され、国道のうち指定区間に係るものが1.76（昨年度は1.78）、その他に係るものが1.86（1.90）、府道に係るものが1.86（1.90）とされた。

区分		平成17年度	平成16年度
市町村道	6.5m以上	1.1	1.1
	6.5～4.5m	1.0	1.0
	4.5～2.5m	0.7	0.7
	2.5～1.5m	0.2	0.2
国府道	国道(指定区間)	1.76	1.78
	国道(その他)	1.86	1.90
	府道	1.86	1.90
橋りょう		4.00	4.00

第14表 事業費補正算入率の一覧表

(1) 地方負担額

費目	17年度算入率	16年度算入率	
都市計画費	地下高速鉄道	0.6	0.6
	ニュータウン鉄道	—	—
	第3セクターニュータウン鉄道等	—	—
	第3セクター地下鉄建設事業	0.3	0.3
	公営交通施設改良モデル事業	0.6	0.6
	地下鉄緊急整備事業	0.6	0.6
その他の土木費	産炭就労事業等	0.6	0.6
農業行政費	国営土地改良事業		
	(平成13年度以前に償還を開始したもの)	0.35	0.35
	(平成14年度以後に償還を開始したもの)	0.3 ※	0.3 ※
	緑資源公団営土地改良事業		
	(平成13年度以前に償還を開始したもの)	0.35	0.35
	(平成14年度以後に償還を開始したもの)	0.3 ※	0.3 ※
	水資源開発公団営土地改良事業		
	(平成13年度以前に償還を開始したもの)	0.35	0.35
(平成14年度以後に償還を開始したもの)	0.3 ※	0.3 ※	

※ ダム以外の算入率。(ダムの算入率はそれぞれ0.45)

(2)元利償還金(事業費補正における公債費算入分)

費目	元利償還金(利子償還金)	17年度算入率	16年度算入率
道路橋りょう費	臨時地方道整備事業債(一般分 昭和61年度許可債～)	0.3※	0.3※
	臨時地方道整備事業債(特定道路分 平成4年度許可債～)	0.3※	0.3※
		(H13許可債までは財政力補正により最大0.55)	(H13許可債までは財政力補正により最大0.55)
	臨時地方道整備事業債(復興特別分 平成7.9～16年度許可債)	0.8※	0.8※
港湾費	臨時地方道整備事業債(特定道路 財対分 平成8年度許可債～)	0.5※(H13許可債までは1.0※)	0.5※(H13許可債までは1.0※)
	通常分(補助事業及び直轄県営事業負担金分のうち昭和44年度以前発行の繰越資金分並びに単独事業分を除く)	0.5※(H13許可債までは1.0.3◎)	0.5※(H13許可債までは1.0.3◎)
都市計画費	地下鉄事業新々特例債(元金のみ)	0.6	0.6
	地下鉄事業新々特例債(利子のみ)	1/2相当額(上限2.0%相当額)	1/2相当額(上限2.0%相当額)
	地下鉄事業統特例債(利子のみ)	1/2相当額(上限1.2%相当額)	1/2相当額(上限1.2%相当額)
	地下高速鉄道建設事業補助金債	0.45※(H13許可債までは0.6※)	0.45※(H13許可債までは0.6※)
	地下鉄事業出資債	0.45※(H13許可債までは0.6◎)	0.45※(H13許可債までは0.6◎)
	ニュータウン鉄道事業出資債	0.45※(H13許可債までは0.6◎)	0.45※(H13許可債までは0.6◎)
	都市高速鉄道事業債(モノレール等・公営)	0.45※(H13許可債までは0.6※)	0.45※(H13許可債までは0.6※)
	都市高速鉄道事業債(地下鉄・第3セクター)(平成12年度以前採択分)	0.3※	0.3※
	都市高速鉄道事業債(地下鉄・第3セクター)(平成13年度以後採択分)	0.45※(H13発行までは0.5※)	0.45※(H13発行までは0.5※)
	都市高速鉄道事業債(モノレール等・第3セクター)	0.3※	0.3※
	都市高速鉄道事業債(ニュータウン鉄道等・第3セクター)	0.3※	0.3※
	地下鉄緊急整備事業企業債(特別分)	0.75◎	0.75◎
	地下鉄緊急整備事業出資債(地方単独整備区間分)	0.45※(H13許可債までは0.6◎)	0.45※(H13許可債までは0.6◎)
	地下鉄輸送力増強等事業出資債	0.6◎	0.6◎
	地下鉄緊急改良事業出資債(平成13年度許可債～)	0.45※(H13許可債までは0.6※)	0.45※(H13許可債までは0.6※)
	一般公共事業債(復興特別分 平成7年度許可債～)	0.8※	0.8※
公園緑地事業債	0.2※(H13許可債までは0.3◎)	0.2※(H13許可債までは0.3◎)	
下水道費	下水道通常分(昭和46年度以前発行の市場公募資金分及びその借換分並びに昭和50年度以前発行の繰越資金分を除く)	0.45※(H13許可債までは0.5◎)	0.45※(H13許可債までは0.5◎)
	下水道事業債特別措置分	1.0◎	1.0◎
	下水道普及特別対策事業(平成8年度許可債～)	0.55◎	0.55◎
	下水道事業債臨時措置分	1.0◎	1.0◎
	下水道事業債(広域化・共同化分)	0.5※(H13許可債までは0.55※)	0.5※(H13許可債までは0.55※)
	下水道資本費平準化債(下水道事業・公害防止事業)	0.5	—
	自然災害防止事業債	0.285	0.285
その他の土木費	港湾分	(財政力補正により最大0.57)	(財政力補正により最大0.57)
	都市生活環境整備事業債(平成4～13年度許可債)	0.5※(H13許可債までは0.3◎)	0.5※(H13許可債までは0.3◎)
	公共用地先行取得事業債等(利子のみ)	0.4※	0.4※
	公共用地先行取得事業債(基幹的公共用地分)(利子のみ・平成12,13年度許可債)	2.0%相当	2.0%相当
	公共用地先行取得事業債(阪神・淡路分)(利子のみ)	1.0%相当	1.0%相当
	住宅地関連公共施設整備促進事業債(平成5年度許可債～)	2.5%相当	2.5%相当
	臨時地域基盤整備事業債(平成7～9年度許可債)	0.2※(H13許可債までは0.3※)	0.2※(H13許可債までは0.3※)
	炭鉱就労事業等	0.3※	0.3※
	新幹線鉄道整備事業(平成4年度許可債～)	0.6	0.6
	地域経済対策事業債(平成10年度許可債)	0.5※	0.5※
	臨時経済対策事業債(平成11～13年度許可債)	0.4※	0.4※
一般事業債(まちづくり交付金事業)	0.45※	0.45※	
小学校費及び中学校費	施設整備通常分(政府資金分)(平成3年度以前及び6年度許可債～)	0.1	—
	施設整備通常分(政府資金分)(平成4及び5年度許可債)	0.7◎	0.7◎
	学校プール整備通常分(政府資金分)(昭和63～平成3年度及び6年度許可債～)	0.5	0.5
	大規模改造事業(単独事業分)	0.3◎	0.3◎
	学校給食施設分(平成14年度許可債～)	0.3◎	0.3◎
	個性ある教育環境整備事業(平成4及び5年度許可債)	0.2※	0.2※
高等学校費	個性ある教育環境整備事業(平成4及び5年度許可債)	0.5	0.5
	児童生徒急増市町村等の用地取得分(昭和46～平成10年度許可債)	0.6	0.6
	臨時高等学校整備事業債(特別老朽施設改築事業分 平成6年度許可債～)	0.4※(H10許可債までは0.5※)	0.4※(H10許可債までは0.5※)
	大規模改造事業(単独事業分 平成元年度許可債～)	0.4※(H10許可債までは0.5※)	0.4※(H10許可債までは0.5※)
その他の教育費	幼稚園大規模改造事業(単独事業分 平成6～13年度許可債)	0.5※	0.5※
清掃費	幼稚園大規模改造事業(単独事業分 平成6～13年度許可債)	0.5※	0.5※
	清掃施設整備分(用地取得・清掃運搬施設整備を除く)	0.3、0.5※(H13許可債までは0.2、0.5、0.57、0.4、0.7◎)	0.3、0.5※(H13許可債までは0.2、0.5、0.57、0.4、0.7◎)
農業行政費	一般公共事業債(農業農村・災害関連分 平成4年度許可債～)	0.5※(H13許可債までは0.3※)	0.5※(H13許可債までは0.3※)
	一般単独事業債(単独農道及びふるさと一般農道分 平成4～13年度許可債)	0.3※	0.3※
	臨時地方道整備事業債(ふるさと農道分 平成5年度許可債～)	0.3※	0.3※
その他の産業経済費	臨時地方道整備事業債(ふるさと農道・財対分 平成8年度許可債～)	0.5※(H13許可債までは1.0※)	0.5※(H13許可債までは1.0※)
	臨時地方道整備事業債(ふるさと林道分 平成5年度許可債～)	0.5※(H13許可債までは1.0※)	0.5※(H13許可債までは1.0※)
企画振興費	臨時地方道整備事業債(ふるさと林道・財対分 平成8年度許可債～)	0.5※(H13許可債までは1.0※)	0.5※(H13許可債までは1.0※)
	(旧)地域総合整備事業債特別分(除く財対分)(平成4年度許可債～)	0.3※	0.3※
	(旧)地域総合整備事業債特別分(財対分)(平成8年度許可債～)	(財政力補正により最大0.55)	(財政力補正により最大0.55)
	地域総合整備資金貸付事業債(用地取得分を除く 平成6年度許可債～)(利子のみ)	1.0※	1.0※
	地域総合整備資金貸付事業債(用地取得分 平成6年度許可債～)(利子のみ)	0.75※	0.75※
	発展基盤緊急整備事業債(平成12年度許可債)	0.5※	0.5※
	日本新生緊急基盤整備事業債(平成13年度許可債)	0.5※	0.5※
	地域活性化事業債(除く財対分)(平成14～16年度許可債)	0.5※	0.5※
	地域活性化事業債(財対分)(平成14～16年度許可債)	0.3※	0.3※
	一般単独(一般)事業債(半島振興道路整備事業分)(平成14～16年度許可債)	0.5※	0.5※
	一般単独(一般)事業債(地方拠点都市整備事業分)(平成14～16年度許可債)	0.3※	0.3※
	一般単独(一般)事業債(中心市街地再活性化等特別対策事業分)(平成14～16年度許可債)	0.3※	0.3※
合併特例事業債(市町村合併推進事業分)(平成14～16年度許可)	0.5※	0.5※	
その他の諸費(人口)	緊急防災基盤整備事業債・防災対策事業債(旧緊急防災基盤整備事業(継続事業分)分)(平成7年度許可債～)	0.5※	0.5※
	防災対策事業債(防災基盤整備事業分)	0.3※	0.3※
	防災対策事業債(公共施設等耐震化事業分)	0.5※	0.5※
	空港整備事業債(2種(A)・空港市町村負担金分)	0.5◎	0.5◎
	空港整備事業債(2種(B)・空港市町村負担金分)	0.267◎	0.267◎
	空港整備事業債(3種・空港市町村負担金分)	0.267◎	0.267◎
	空港整備事業債(2種(B)・空港市町村管理分)	0.267◎	0.267◎
その他の諸費(面積)	阪神・淡路特例債(歳入欠かん等債)	0.8又は0.95	0.8又は0.95
	臨時河川整備事業債(一般分 平成5年度許可債～、平成4年度は弾力運用分及び追加分)	0.3※	0.3※
	臨時河川整備事業債(河川特定分 平成4年度許可債～)	0.3※	0.3※
	臨時河川整備事業債(特定河川・財対分 平成8年度許可債～)	0.5※(H13許可債までは1.0※)	0.5※(H13許可債までは1.0※)
その他の諸費(面積)	河川等関連公共施設債(平成10年度許可債～)	0.1※(H13許可債までは0.2※)	0.1※(H13許可債までは0.2※)
	特定治水施設事業債(平成11,12,13年度許可債)	0.2※	0.2※

(注)※は理論償還による元利償還金の算入を示す。

◎は平成12年度許可債から理論償還による元利償還金の算入に変更されたことを示す。

「高等学校費」において、単位費用の改定等に伴い、教職員数を測定単位とするもの及び生徒数を測定単位とするものについて、種別補正係数が次のとおり改定された。

「高等学校費（教職員数）」の種別補正係数

種別		補正係数	
		平成17年度	平成16年度
全日制		1.00	1.00
定時制	指定都市	1.14	1.13
	その他の市町村	0.98	0.96

「高等学校費（生徒数）」の種別補正係数

種別			補正係数	
			平成17年度	平成16年度
全日制	普通科等		1.00	1.00
	衛生看護科等		1.64	1.59
	農業科		2.18	2.09
	工業・情報科		1.98	1.88
	水産科		8.96	8.57
定時制 (独立校)	普通科・商業科・家庭科・衛生看護科等	指定都市	2.80	2.50
		その他	2.43	2.17
	農業科・工業・情報科・水産科	指定都市	3.82	3.47
		その他	3.42	3.14
定時制 (併設校)	普通科・商業科・家庭科・衛生看護科等	指定都市	2.04	1.79
		その他	1.89	1.66
	農業科・工業・情報科・水産科	指定都市	2.91	2.63
		その他	2.74	2.47
別科・専攻科	職業科		5.26	5.16
	その他		0.98	0.95

公債費については、年次進行に伴う理論償還額の変動を反映するよう各年度許可債の種別補正係数が変更されている。

ア 補正予算債償還費

平成10年度以前許可債については、大きな変更はない。平成11年度以降許可債に係るものについては、市場公募団体における平成11年度許可債の理論償還費を基礎として、種別補正係数が次のとおり改定された。

なお、基準財政需要額には、平成11年度及び平

成12年度許可債に係る元利償還金については80%を算入し、平成13年度及び平成14年度許可債に係る元利償還金については、各々の年度当初における地方負担額に係る算入率に応じて算入することとされている。

許可年度	区 分	補正係数
11	(市場公募団体)	0.800
	(その他の団体)	0.832
12	(市場公募団体)	0.785
	(その他の団体)	0.823
13	77.5%算入分 (市場公募団体)	0.755
	(その他の団体)	0.823
	76.0%算入分 (市場公募団体)	0.741
	(その他の団体)	0.807
	66.0%算入分 (市場公募団体)	0.644
	(その他の団体)	0.701
	62.5%算入分 (市場公募団体)	0.610
	(その他の団体)	0.663
	50.0%算入分 (市場公募団体)	0.487
	(その他の団体)	0.531
14	60.0%算入分 (市場公募団体)	0.073
	(その他の団体)	0.068
	50.0%算入分 (市場公募団体)	0.061
	(その他の団体)	0.056
16	95.0%算入分	0.203
	60.0%算入分	0.128
	50.0%算入分	0.107

イ 地方税減収補てん債償還費

昭和60年度許可債の市場公募団体の理論償還費を基礎として、種別補正係数が次のとおり改定された。

許可年度	市場公募団体	その他の団体
60	1.000	—
61	1.038	—
3	1.314	—
4	1.331	—
5	1.314	—
6	1.348	0.913
7	1.267	2.319
8	1.277	2.358
9	1.209	2.386
10	1.166	2.417
11	1.197	1.564
12	1.509 (共通)	
13	1.545 (共通)	
14	0.125 (共通)	
15	0.241	0.250
16	0.234 (共通)	

ウ 臨時財政特例債償還費

昭和63年度許可債の理論償還費を基礎として、種別補正係数が次のとおりとされた。

許可年度	補正係数	金利(政府)
63	1.000	4.85%
元	1.041	5.40%
2	1.159	6.90%
3	1.049	5.50%
4	0.968	4.40%
5	0.960	4.30%
6	0.938	4.00%
7	0.895	3.40%
8	0.841	2.60%

エ 財源対策債償還費

平成6年度許可債の市場公募団体の償還費を基礎として、種別補正係数が次のとおり改定された。

許可年度	区分	補正係数
6	一般公共事業等分 (市場公募団体)	0.800
	(その他の団体)	0.765
7	一般公共事業等分 (市場公募団体)	0.749
	(その他の団体)	0.746
	義務教育施設整備事業債分 (市場公募団体)	0.918
	(その他の団体)	0.924

	一般廃棄物処理事業債分	0.916
8	一般公共事業等分 (市場公募団体)	0.712
	(その他の団体)	0.702
	義務教育施設整備事業債分 (市場公募団体)	0.861
	(その他の団体)	0.861
	一般廃棄物処理事業債分	0.861
9	一般公共事業等分 (市場公募団体)	0.680
	(その他の団体)	0.669
	義務教育施設整備事業債分 (市場公募団体)	0.828
	(その他の団体)	0.838
	一般廃棄物処理事業債分	0.820
10	一般公共事業等分 (市場公募団体)	0.667
	(その他の団体)	0.661
	義務教育施設整備事業債分 (市場公募団体)	0.811
	(その他の団体)	0.807
	一般廃棄物処理事業債分	0.806
11	一般公共事業等分 (市場公募団体)	0.679
	(その他の団体)	0.661
	義務教育施設整備事業債分 (市場公募団体)	0.820
	(その他の団体)	0.822
	一般廃棄物処理事業債分	0.820
12	一般公共事業等分 (市場公募団体)	0.674
	(その他の団体)	0.634
	義務教育施設整備事業債分	0.793
	一般廃棄物処理事業債分	0.793
13	一般公共事業等分 (市場公募団体)	0.658
	(その他の団体)	0.640
	義務教育施設整備事業債分	0.656
	一般廃棄物処理事業債分 (市場公募団体)	0.982
	(その他の団体)	1.075
14	一般公共事業等分 (市場公募団体)	0.058
	(その他の団体)	0.047
	義務教育施設整備事業債分	0.053
	一般廃棄物処理事業債分	

	(市場公募団体)	0.046
	(その他の団体)	0.035
15	一般公共事業等分	0.098
	義務教育施設整備事業債分	0.111
	一般廃棄物処理事業債分	0.088
16	一般公共事業等分	0.089
	義務教育施設整備事業債分	0.096
	一般廃棄物処理事業債分	0.076

オ 減税補てん償還費

平成6年度許可債の市場公募団体の償還費を基礎として、種別補正係数が次のとおり改定された。

許可年度	市場公募団体	その他の団体
6	0.655	—
7	0.655	1.054
8	0.152	1.054
10	1.000	0.692
11	1.011	0.704
12	0.772	0.681
13	0.743	0.670
14	0.121	0.061
15	恒久的減税分	0.162
	先行減税分	0.146
16	恒久的減税分	0.162
	先行減税分	0.159

カ 臨時財政対策債償還費

平成13年度許可債の市場公募団体の償還費を基礎として、種別補正係数が次のとおり改定された。

許可年度	市場公募団体	その他の団体
13	1.000	1.003
14	0.150	0.090
15	0.218	0.194
16	0.222	0.175

(4) 臨時財政対策債

臨時財政対策債の発行可能額は、昨年度と同様、臨時財政対策債発行可能額を算定するための「単価」を設けた上で、これに「各地方団体の人口」及び

「経常経費に係るその他の諸費（人口）の補正係数」を乗じることで算定されている。なお、臨時財政対策債発行可能額の算出に用いる補正係数については、その他の諸費（人口）における加算補正を除くとともに、16年度から寒冷補正（平成13年度から行っている一括適用分及び平成16年度に新たに拡大した一括適用分）における一括適用がないものとして算出した補正係数を用いることとされている。また、平成17年度に新設された経常態容補正係数についても、同様の取り扱いとされている。

算式は、以下のとおりである。

$$\text{算式} = A \times B \times \alpha \times C$$

A：人口

B：経常経費に係るその他の諸費（人口）における連乗後補正係数（寒冷補正、及び経常態容補正係数を除く）

C：単価（10,001円）

α ：総額に合わせ付けるための率（調整率）
0.9942679

2. 基準財政収入額

基準財政収入額の算定については、平成17年度地方財政計画における収入見込額等を基礎として、地方税法の改正等に伴う算定方法の改正並びに年次進行に伴う基礎数値の置き換え等によって行われた。

算定方法の主な改正点は次のとおりである。

- 平成16年度の税制改正により生計同一の妻に対する均等割の非課税措置が廃止されたため、これに係る均等割を新たに算定することとされた。
- 税源移譲に伴う団体間の収入格差が拡大しないようにしつつ、円滑な財政運営と制度の移行を確保するため、税源移譲に伴う増収分を当面100%算入することとし、所得譲与税がその対象とされた。
- 平成16年度の税制改正により市町村たばこ税都道府県交付金制度が創設されたことに伴い、市町村たばこ税の基準財政収入額から交付金相当額の75%を控除することとされた。

(1) 市町村民税所得割

市町村民税所得割の基準税額は、いわゆる一般所

得課税分、退職所得分離課税分及び分離譲渡所得課税分にそれぞれ区分して算定することとされている。

一般所得課税分に係る理論納税義務者1人当たりの単位税額については、118,800円とされたところである。昨年は117,000円であったので1.5%（1,800円）の増となっている。

また、いわゆる恒久的な減税に伴う減収見込額のうち、最高税率の引下げ及び特定扶養控除額の引上げによる影響額は、この単位税額に反映されているが、定率減税分については算式上、別途控除する方式とされている。

各市町村の補正率の基礎数値となる単位税額は、前年度の課税状況調を基礎に算出することとされているが、その実績は第15表のとおりである。そして、各市町村の単位税額補正率は、当該市町村の単位税額をそれぞれ全国平均の単位税額（111,457円）で除することにより算出される。

なお、地方特例交付金及び減税補てん債相当額の算定に用いられる恒久的な減税による市町村民税所得割の減収見込額については、課税標準段階ごとに一定の所得区分による場合分けを行った上で、前年度分の所得割納税義務者の数及び課税標準等の額を基礎として、最高税率の引下げ、定率減税及び特定扶養親族に係る扶養控除額の引上げによる減収見込額が算定されている。

（2）市町村民税法人税割

市町村民税法人税割の推計基準税額の算定については、前年度（4月～3月）の調定実績に推計伸率

を乗じて算出する方法により算定されている。

この推計伸率は、平成17年度地方財政計画における法人税割の収入見込額を基礎として各団体の税収実績等を勘案し、1.11とされた。

推計伸率及び精算方法の推移については第16表のとおりである。精算方法については、16年度分は1/3、15年度分は当該未精算額の1/2、14年度分は当該未精算額の残り全額を精算することとされた。

また、府内市町村の基準税額等については、第17表のとおりである。

なお、平成17年11月末現在の府内市町村の調定見込額を見ると、ほとんどの市町村で企業収益が好転していることから、前年比で10.1%の増となっている。来年度の普通交付税の予算見積りに際しては、地方財政計画のほか、大企業、その他地元企業の決算の状況、今後の景気動向をも見極めつつ、また精算額にも十分に考慮する必要がある。

（3）固定資産税

固定資産税の基準税額は、土地、家屋及び償却資産に係るものの合計額である。なお、固定資産税の土地及び家屋の基準税額の算定に関して用いる単位当たり平均価格については、平成16年度の算定から、概要調書に記載されるべき単位当たり平均価額を用いることとされた。

（4）利子割交付金

前年度の交付実績額に乗ずる推計伸率は、地方財政計画等を勘案して0.561とされた。

第15表 市町村民税所得割に係る単位税額

(単位：円)

区分		年度				
		13	14	15	16	17
総務大臣通知に係る単位税額		126,400	125,100	119,400	117,000	118,800
同上実績	全 国	119,849	118,831	115,421	111,457	—
	府内市町村(除大阪市)	138,399	129,943	124,535	118,916	—
	大 阪 市	118,215	116,956	113,840	110,016	—

(注) 同上実績欄は、課税状況調をもとに算出した数値である。

精算方法については、16年度分は1/3、15年度分は当該未精算額の1/2、14年度分は当該未精算額の残り全額を精算することとされた。また、府内の基準額等については第18表のとおりである。

(5) 配当割交付金及び株式等譲渡所得割交付金

前年度の交付実績額に乗ずる推計伸率は、地方財政計画等を勘案して配当割交付金が2.642、株式等譲渡所得割交付金が0.610とされた。

(6) 所得譲与税

所得譲与税法の規定による総額（11,159億円）の5分の3に相当する額を都道府県に、その5分の2に相当する額を市町村に対し、それぞれ直近の国勢調査（平成12年国勢調査）による人口を基準として譲与されるものであるため、これを基礎に算定することとされ、その100%の額を基準財政収入額に算入することとされた。

おわりに

三位一体の改革は、平成17年11月30日の政府・与党合意により、ひとまずの区切りとなった。これについては、評価すべき点とともに、多くの課題もみられる。

国庫補助負担金と税源移譲に関する改革については、①3兆円の税源移譲が実現したこと、②生活保護費国庫負担金について国の負担率が維持されたこと、③地方の主張する施設整備費について税源移譲

第16表 法人税割推計伸率及び精算方法の推移

年 度		13	14	15	16	17
推計伸率		1.04	1.10	1.09	1.05	1.11
精算方法	精算額正	1/3	1/3	1/3	1/3	1/3
	精算額負	1/3	1/3	1/3	1/3	1/3

第17表 市町村民税法人税割基準税額等

(単位：千円、%)

区分	基準税額			推計基準税額			精算額等			
	17年度(A)	16年度(B)	増減率A/B-1	17年度(C)	16年度(D)	増減率C/D-1	17年度において精算すべき額(E)	左の内訳		
								16年度分	15年度分	14年度分
大都市	79,353,335	62,223,905	27.5	77,078,420	62,348,863	23.6	2,274,915	2,367,999	△ 83,581	△ 9,503
都市	35,669,048	26,962,833	32.3	35,734,574	28,914,168	23.6	△ 65,526	1,039,792	29,101	△ 1,138,049
町村	826,546	847,156	△ 2.4	891,898	972,211	△ 8.3	△ 65,352	13,576	△ 23,965	△ 54,911
市町村計(除大阪市)	36,495,594	27,809,989	31.2	36,626,472	29,886,379	22.6	△ 130,878	1,053,368	5,136	△ 1,192,960
府計	115,848,929	90,033,894	28.7	113,704,892	92,235,242	23.3	2,144,037	3,421,367	△ 78,445	△ 1,202,463

(注)「精算額等」の「左の内訳」には「総務大臣が認める修正額」を含まない。

第18表 利子割交付金基準税額等

(単位：千円、%)

区分	基準税額			推計基準税額			精算額等			
	17年度(A)	16年度(B)	増減率A/B-1	17年度(C)	16年度(D)	増減率C/D-1	17年度において精算すべき額(E)	左の内訳		
								16年度分	15年度分	14年度分
大都市	1,141,011	2,863,813	△ 60.2	1,248,962	2,630,650	△ 52.5	△ 107,951	△ 134,779	131,906	△ 105,078
都市	3,170,212	7,787,918	△ 59.3	3,341,051	7,058,864	△ 52.7	△ 170,839	△ 276,163	359,855	△ 254,531
町村	96,659	298,384	△ 67.6	105,159	269,497	△ 61.0	△ 8,500	△ 12,669	11,626	△ 7,457
市町村計(除大阪市)	3,266,871	8,086,302	△ 59.6	3,446,210	7,328,361	△ 53.0	△ 179,339	△ 288,832	371,481	△ 261,988
府計	4,407,882	10,950,115	△ 59.7	4,695,172	9,959,011	△ 52.9	△ 287,290	△ 423,611	503,387	△ 367,066

の対象に含められたことは成果であったと考えられる。同時に、④義務教育費・児童手当・児童扶養手当など、補助金改革の多くが補助率の引き下げにとどまり、地方の裁量度を高め自主性を拡大するものではなかった点を指摘しなくてはならない。

一方で、地方財政の見直しが着実に進められていることを指摘しなくてはならない。

これまで、地方財政の歳出は厳しい抑制が続いており、平成18年度政府予算案では、地方財政計画の規模は5年連続で減少し、地方一般歳出も7年連続で減少している。社会保障費の伸びが見込まれるなかで、この様な歳出抑制を可能とするため、投資単独事業の抑制に加えて、経常経費の民間委託推進等による節減効果が見込まれている。特に、人件費については給与構造改革に加え、地方公務員数の純減数が2万3千人へと大きく引き上げられていることに注意が必要である。

また、一般財源総額については17年度以上の水準が確保されているが、地方交付税は入口ベースで13兆7,000億円、出口ベースでも15兆9,000億円に減額されている。これは前年度比で、各々、8,000億円・5.7%の減、9,900億円・5.9%の減である。このように交付税総額が減額されながらも一般財源総額の水準が維持されたところは、もちろん国・地方の税収の回復が見込まれているからであるが、同時に、前年度繰越分を1兆2,900億円加算することで交付税の出口ベースを増額させたり、経常・投資の一体的是正に伴う1兆円の臨時財政対策債の増発など、特例的な措置を重ねた結果であることにも留意すべきである。なお、平成18年度においても、国と地方の折半対象となる通常収支の不足額は1兆4,100億円へと、大幅に圧縮されている。

以上からも明らかなように、地方財政をとりまく状況は、三位一体の改革について一定の成果を残しつつも、なお課題は山積したままと言える。平成18年において、当面留意すべきことは、新行革指針を踏まえて作成される集中改革プランの着実な実行や、総務大臣の私的機関として設けられた「地方分権21世紀ビジョン懇談会」の議論の行方と、これを踏まえて策定されるであろう「中期地方財政ビジョン」

の方向性、加えて、三位一体の改革を第二期改革につなげ、国と地方の協議の場を確固とした制度として定着させることなどが挙げられるであろう。

今後、さらなる税源移譲と、国による規制や関与の撤廃を進めることで、地方分権を真に実りあるものにするためには、何よりも、地方自治に対する住民の支持・信頼という強固な基盤に立つことが大前提である。そのためには、特に住民に身近な自治体である市町村の行財政運営のあり方による所が大きい。三位一体の改革を、唯一の成果だったとするのか、もしくは、更なる分権実現へのベースキャンプとするのか、真価が問われるのは、まさにこれからである。